

2019 年度

大 学 院 要 覧

浜松医科大学大学院医学系研究科
博士課程（医学専攻）

目 次

・ 目 的	1
・ 教育目標	1
・ カリキュラム・ポリシー	1
・ ディプロマ・ポリシー	2
・ 専攻の概要	4
・ 研究指導教員一覧	5
・ 履修案内	
1) 単位制	6
2) 単位と時間数	6
3) 授業	6
4) 履修指導、研究指導の方法等	6
5) 副指導教員	6
6) 14条特例に基づく履修申請	6
7) 修業年限及び長期履修制度	6
8) 履修届	7
9) 履修方法等	7
10) 人材養成プログラム	7
11) 試験	7
12) 成績評価	7
13) 成績の発表	8
14) 修了	8
15) 学位の授与	8

・ 学生活動等	
1) 学生活動に関する事項	9
2) 経済的支援	9
3) 研究費	9
4) 学生証について	10
5) 電話等による連絡	10
・ 学位申請	
1) 論文について	11
2) 課程修了による学位論文審査の申請に係る書類作成のための手引き	11
3) 学位審査手順	11
課程修了による学位論文審査の流れ	13
・ 関連規程等	
浜松医科大学学則	15
浜松医科大学大学院医学系研究科履修規程	29
浜松医科大学大学院医学系研究科博士課程長期履修学生規程	35
浜松医科大学研究生規程	39
浜松医科大学学位規程	42
浜松医科大学大学院医学系研究科学位論文審査実施要項	46
浜松医科大学大学院医学系研究科学位論文審査実施要項等に関する申合せ	50
浜松医科大学大学院学生懲戒規程	52
浜松医科大学大学院生における成績評価の質問・申立て等に関する申合せ	56
・ 授業実施計画	60

大 学 院 医 学 系 研 究 科

博 士 課 程 の 目 的 等

目 的

大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）は、国際的にリーダーシップを発揮できる基礎医学研究者と臨床研究医を養成することを目的としています。

即ち、光先端医学を中心に幅広い専門分野の授業科目を履修することを基礎に、基礎研究者を目指す学生には高度の専門的知識と技術を身につけ、独創的な先端研究を遂行できる能力を養成します。

また、臨床研究医を目指す学生には、臨床研究を更に推進することができるような研究マインドを持ち、臨床の現場で広く求められる応用力を養成します。

教 育 目 標

1. 研究者としての倫理と誠実な人間性を養う。
2. 国際的な視野を持ち、豊かな知性と教養を身につける。
3. 問題発見能力を身につける。
4. 医学・医療に関する高度の専門的知識と技術に基づく問題解決能力を身につける。
5. 学術論文の作成能力を身につける。
6. 生涯にわたり自立して学問を探究する姿勢を養う。

カリキュラム・ポリシー

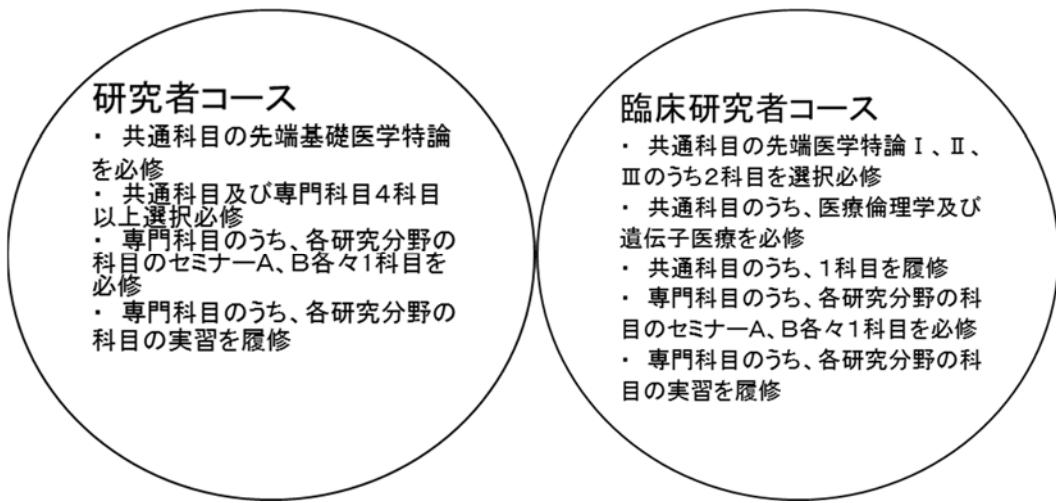
大学院医学系研究科（医学専攻）では、「研究者コース」と「臨床研究者コース」を設け、教育課程を選択必修とする。

1. 研究指導教員以外に副指導教員を置く。「研究者コース」の大学院生は臨床医学系の教員を、「臨床研究者コース」の大学院生は基礎医学系の教員を副指導教員として置くことを推奨する。
2. 開設科目は修得すべき必要な最低限の単位数とし、複数の一連の科目を体系的に受講することによって、特定の研究領域に関する知識を修得できる。また、一方、複数の関連科目を横断的に受講することによって、幅広い専門知識を修得する。
3. 開設科目の選択は、研究指導を受けたい各研究分野や関連領域・分野について、指導教員と相談して決定する。
4. 「研究者コース」では、「先端基礎医学特論」を必修とする。これは、分野を超えて幅広い領域の基礎的学識を修得することを目的としています。また、英語で講義を行うことにより、国際的に高い水準の研究者を養成するための学識を併せて修得する。

また、研究者としての基本的な素養を身につける観点から、遺伝子実験法、蛋白質研究

法、医学統計学等の科目を選択必修科目として履修し、医学研究の遂行に必要な基礎的知識を修得する。

5. 「臨床研究者コース」では、先端医学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（このうち2科目）を必修とする。これは「研究者コース」における「先端基礎医学特論」と同様に分野を超えて幅広い領域の基礎的学識を修得することを目的としています。また、臨床医学に関する研究マインドの養成に必要な能力を涵養するため、「医療倫理学」、「遺伝子医療と再生医療」を必修とする。
6. 発表者が紹介論文の著者に代わって発想から結論までの理論と実験根拠を示し、参加者全員がこれに対して批判し、質問するという実践的な場としてセミナーを開講し、選択必修とする。これにより、国際的に高い水準の研究活動に接する場として位置づけ、国際的にリーダーシップを發揮できる独創的な先端医学の研究者を養成する。
7. 専門分野の認定資格（専門医）の取得に必要な診療活動を行うことに対して「実習科目」を開講し、選択科目とする。これにより、臨床の現場で広く求められる応用力を備えた臨床医の養成を図る。
8. 近隣の医療機関と協定を締結し、近隣の医療機関と協賛して大学院生の教育及び研究指導を行う。



ディプロマ・ポリシー

大学院医学系研究科（医学専攻）は、国際的なリーダーシップと高い倫理観を兼ね備えた、独創的な先端研究を実践する基礎医学研究者または科学的思考力と研究マインドを持つ高度専門医療者を養成します。

このため、修了時までに以下の力を備えた学生に学位を授与します。

1. 生涯学習能力

最新の高度先進医療の医学知識・技能を習得するにとどまらず、自己評価能力を身につけ、生涯に亘ってこれらを学習する習慣。

2. 態度

高い研究能力を持って、国内外の社会の様々な分野で中核的人材としてグローバルに活躍できる、豊かな人間性、コミュニケーション能力、情報収集能力及びプレゼンテーション能力をはじめとする情報発信能力。

3. 研究心

多様なキャリアパスの提示により、海外留学、大学、国公立研究所、製薬メーカー等の民間企業で研究を推進することや 病院及び保健所などの臨床現場や医療行政職等で中核的リーダーとなるための研究心。

4. 国際性

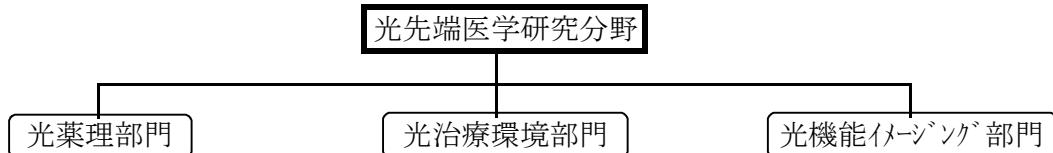
国際性を身に付け、これから国際競争に競り勝つような力量。

5. 地域貢献

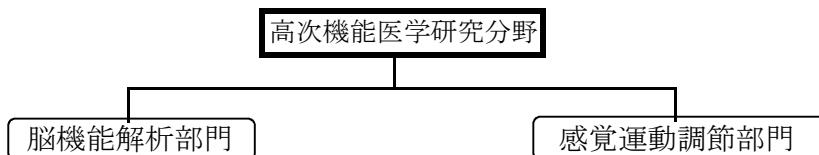
即戦力になる高度専門医療者としてのキャリア向上により、各種専門医を取得する等の専門技能能力。

【専攻の概要】

博士課程は1専攻、4研究分野、11部門により編成されている。



光は細胞や組織と相互作用し、その状態に関して様々な情報をもたらす。従って、光学的研究手法は極めて多岐にわたり、医学の広範な領域において有用な手段となっている。本研究分野では、光を用いた測定手段やイメージングの手法を最大限に活用し、また、光を生体に作用させることによって医学上の重要課題を解決し、基礎医学の発展を図ると共に、臨床に役立つ診断、治療、予防に関する研究を進めようとするものである。



生体の有機的な活動のためには、神経系、感覚器系等の高次調節機能の統合のとれた働きが必要である。近年、分子生物学的手法及び遺伝子解析の進歩により、従来他領域に比べて遅れがちであった神経・感覚器領域の疾患の病因が次々と明らかになっている。その意味ではまさに豊富な潜在性を持つ領域と言える。

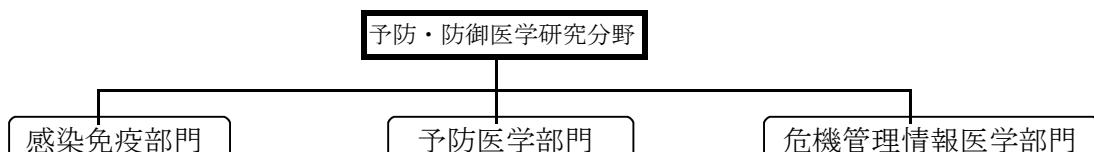
本研究分野では、1) 神経系、感覚器系の正常機能の基礎的解析、2) 神経系、感覚器系の正常な機能の破綻で生じる疾患群の病因解析を行い、その効果的治療法の開発を目指す。

現在、これらの分野においても、解析の方法論は多岐に渡っており、本研究分野においても、様々な方法論を持つ研究者が集うことにより、学際的に効果的な研究を推進することができる体制となっている。



生体は受精卵という1個の細胞が分裂を繰り返しながら多細胞となり、各領域が相互に影響をおよぼしながら、各器官が形成される。各臓器とも、その組織に運命づけられた組織特異的な幹細胞が存在し、その幹細胞を維持しつつ、大多数のその臓器に特有な分化細胞を作り、多細胞からなる組織を構成している。また、分化した細胞には寿命があり、古い細胞は新しい細胞に絶えず置き換わっている。しかし、生体が年齢を経るにつれて、各器官の恒常性や細胞秩序に破綻が見られるようになる。

本研究分野では、生命の基本である細胞の増殖と分化の制御機構や、多種類の細胞から構成される各器官の細胞社会の成立機構を、分子レベル、細胞レベル、器官培養レベル、個体レベルから解明すると共に、各器官特有な病態の解明を行い、これらの成果をヒトの疾病の治療に応用できるようにする医学研究を目指す。



生体防御は、生物が体外からの侵襲のみならず体内に起因する異変に対して、自己を防御し恒常性を維持するシステムであり、「適者生存」の原則に従ってこのシステムは複雑に発達してきた。前者の侵襲としては感染、外傷、熱傷などが、後者のそれには腫瘍、血行障害などが挙げられる。本研究分野では、1) これらに対する防御機構のみならず2) これら自身の病態、更には3) 防御機構の破綻による疾患の病態を分子生物学的、生化学的、細胞生物学的、あるいは発生工学的手法を駆使して解明し、疾病的診断法、治療法、予防法を開発することを目的とします。更に、4) 個体の遺伝子情報に基づいた疾患の一次予防、ティラーメイド医療についての研究、5) 生活習慣病の危険因子の疫学調査研究、地域社会における健康増進の予防医学研究も進めていく。

研究指導教員一覧

研究分野	部門	氏名	学部担当講座等 名
光先端医学	光薬理	梅村和夫	薬理学
		(予定教員)	放射線診断学・核医学
		(予定教員)	臨床薬理学
		間賀田泰寛	光尖端医学教育研究センター(分子病態イメージング)
		藤本忠藏	総合人間科学(化学)
	光治療環境	川上純一	薬剤部
		竹内裕也	外科学第二(消化器・血管外科学分野)
		戸倉新樹	皮膚科学
		堀田喜裕	眼科学
高次機能医学	脳機能解析	加藤文度	歯科口腔外科学
		蓑島伸生	光尖端医学教育研究センター(光ゲノム医学)
		福田敦夫	神経生理学
		浦野哲盟	医生理学
		岩下寿秀	再生・感染病理学
		前川裕一郎	内科学第三(循環器・血液・免疫リウマチ内科学分野)
		尾内康臣	光尖端医学教育研究センター(生体機能イメージング)
		瀬藤光利	細胞分子解剖学
		(予定教員)	光尖端医学教育研究センター(イノベーション光医学)
病態医学	感覚運動調節	星詳子	光尖端医学教育研究センター(生体医用光学)
		佐藤康二	器官組織解剖学
		山末英典	精神医学
		難波宏樹	脳神経外科学
	分子腫瘍	武井教使	子どものこころの発達研究センター
		松山幸弘	整形外科学
		峯田周幸	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学
		中島芳樹	麻酔・蘇生学
		北川雅敏	分子生物学
予防・防衛医学	組織再生	楫村春彦	腫瘍病理学
		中村和正	放射線腫瘍学
		山田康秀	臨床腫瘍学
		才津浩智	医化学
	器官病態	伊東宏晃	産婦人科学
		緒方勤	小児科学
		前田達哉	総合人間科学(生物学)
		宮嶋裕明	内科学第一(消化器・腎臓・神経内科学分野)
		須田隆文	内科学第二(内分泌・呼吸・肝臓内科学分野)
	感染・免疫	椎谷紀彦	外科学第一(心臓血管・呼吸器・一般(内視鏡)・乳腺外科学分野)
		三宅秀明	泌尿器科学
		堀井俊伸	細菌・免疫学
	予防医学	鈴木哲朗	ウイルス・寄生虫学
		前川真人	臨床検査医学
		尾島俊之	健康社会医学
	危機管理情報医学	渡部加奈子	法医学
		吉野篤人	救急災害医学
		木村通男	医療情報部

履修案内

1) 単位制

単位とは、一定の質の勉学ないし学修の量を示す基準となるもので、各授業科目を履修して合格すれば、その科目の単位数が取得できる。

単位数によりその達成度が測られ、進級及び修了の可否が決定される単位制をとっている。

2) 単位と時間数

- ① 授業は前期、後期の2学期で実施され、原則的に、15週をもって1学期、試験等の期間を除き30週をもって1学年としている。
- ② 講義については15時間、演習については30時間、実験及び実習については45時間をもって1単位としている。なお、授業時間割の1時限を2時間とみなす。

3) 授業

① 授業時間割

授業時間割表は、前・後期に分けて作成されたものを配付する。

② 休講・補講・変更等

これらの連絡は研究棟2階の掲示板及びメールにより行う。

4) 履修指導、研究指導の方法等

履修指導、研究指導の方法等は次のとおりとする。

- ① 授業科目の履修指導、博士論文等の研究指導は、原則として指導教員が行う。
- ② 研究指導に当たり、指導教員の他に副指導教員を置くことができる。
- ③ 新しい技術を修得し、新しい分野での研究法を学ばせるために、教育上有益と認めるとときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、原則として1年を超えないものとする。
- ④ 優れた研究者養成という観点から、学生の国内外留学を積極的にサポートする。

5) 副指導教員

指導教員は、原則として1年次または2年次に少なくとも1年間程度研究等に関する基本的事項を習得させるため、すべての大学院生に副指導教員を置くこととする。副指導教員は、原則として基礎系の大学院生は臨床医学系の教員、臨床系の大学院生は基礎医学系の教員とし、指導教員の申請または博士課程部会の推薦によるものとする。

6) 14条特例に基づく履修申請

在職しながらの修学を希望する学生に対し、大学院設置基準第14条では「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」旨規定されており、社会人の修学に特別措置を行うことができるよう配慮されている。

教育方法の特例を受けようとする学生は、指導教員と相談のうえ申請することにより、授業及び研究指導を夜間や特定の時間又は時期に受講することができる。

7) 修業年限及び長期履修制度

- ① 標準年限は4年とする。また、在学期間は8年を超えることはできない。ただし、休学期間は在学期間に算入しない。
- ② 学則第34条では「職業を有している等の理由により、標準修業年限を越えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する場合は、その計画的履修を認めることができる」旨規定されており、社会人の修学に特別措置を行うことができるよう配慮されている。

長期履修を希望する場合は、長期履修学生規程に基づき指導教員と相談の上、入学年度の4月15日（10月入学者は10月15日）までに申請することにより、5年間あるいは6年間の間で計画的に履修することが可能になる。他の時期に申請はできないので注意すること。

また、長期履修期間の短縮を希望する場合は、希望する修了予定学期の前学期末日までに期間変更の申請をすることが必要である。なお、修了予定学期中の申請はできないので注意すること。履修期間の変更は、在学中1回限りとする。

8) 履修届

入学時に履修手続きのガイダンスを行うので、それに従って履修届用紙にて申請を行うこと。この履修申請を怠ると、十分に学修したという実績があっても単位を取得できない。

また、授業科目の教育要項（シラバス）は学務情報システム（ポータルサイト）により参照すること。

9) 履修方法等

授業科目の選択は、授業実施計画に記載してある条件に基づいて、シラバスを参考に、指導教員とよく相談のうえ決定すること。

① 研究者コース

- (1) 「先端基礎医学特論」（2単位）を履修する。
- (2) 共通科目及び専門科目のうち*印の付いた科目から4科目（8単位）を選択する。
- (3) 所属講座等の「セミナー」科目A,B各々1科目を選択する。
- (4) 所属講座等の「実習」を履修する。

※セミナーについては、指導教員及び副指導教員のセミナーを受講することを推奨する。

② 臨床研究者コース

- (1) 先端医学特論I、II、IIIのうち2科目（4単位）を選択する。
- (2) 「医療倫理学」、「遺伝子医療と再生医療」（4単位）を履修する。
- (3) 共通科目のうち1科目を選択する。
- (4) 所属講座等の「セミナー」科目A,B各々1科目を選択する。
- (5) 所属講座等の「実習」を履修する。

※セミナーについては、指導教員及び副指導教員のセミナーを受講することを推奨する。

10) 人材養成プログラム

本学大学院医学系研究科では、専門性を有する研究者及び医師等の育成を目的として、以下のプログラムを用意している。

・分子イメージングに関わる人材育成プログラム

分子病態イメージング研究室では、PET（ポジトロンCT）をはじめとしたイメージング研究を推進する人材を育成することを目的としています。そのプロジェクトに基づいて、大学院博士課程にイメージング研究を学ぶ授業科目としてPET学、分子イメージングセミナー、脳機能イメージングセミナーを設けました。

また、本研究室では、理化学研究所（神戸研究所）および浜松ホトニクスPETセンターとの共同研究を進めているので、イメージングを用いた研究で連携を希望であれば相談ください。

11) 試験

履修した授業科目について、原則として試験により成績評価を行う。試験は、授業担当教員の判断で、レポート、口頭試問等の方法により評価する場合もある。

12) 成績評価

授業科目の成績は、秀、優、良、可、不可の評語をもって表し、不可を不合格とする。なお、評価の基準は以下のとおりである。

- 秀・・・90点以上
- 優・・・80点以上
- 良・・・79～70点
- 可・・・69～60点
- 不可・・・59点以下

13) 成績の発表

成績は学年度末に学生に学務情報システムにより通知する。

なお、成績評価について質問・申立てがある場合は「大学院生における成績評価の質問・申立て等に関する申合せ」に基づき手続きを行うこと。

14) 修了

大学院修了の要件は、本学学則及び履修規程の定めるところにより、原則として4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出しその審査及び試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、大学院博士課程教授会が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

15) 学位の授与

本課程を修了した者には、本学学位規程に基づき、博士（医学）の学位を授与する。

学生生活等

1) 学生生活に関する事項

- 別冊の「学生生活案内」を参照すること。
なお、主な事項として次のものがある。
- ① 休学・復学・退学・身上異動に関すること
 - ② 授業料の納付に関すること
 - ③ 日本学生支援機構奨学金等に関すること
 - ④ 学割証等に関すること
 - ⑤ 学校教育研究災害傷害保険制度及び学研災付帯学生生活総合保険に関すること
 - ⑥ 各種証明書等に関すること
 - ⑦ 健康保持に関すること
 - ⑧ 図書館の利用に関すること

2) 経済的支援

大学院生が安心して教育・研究を行うことができるよう以下の経済的支援がある。募集の通知等に注意し、条件が合う場合は積極的に応募すること。

① 入学料・授業料免除

経済的理由により入学料・授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生には、本人の申請に基づき選考の上、全額又は半額の免除をすることがある。問合せは学務課学生支援係まで。

② 日本学生支援機構等の奨学金

日本学生支援機構による育英奨学事業としての学費の貸与や各地方公共団体・企業等の奨学事業については、学生生活案内を参照。問合せは学務課学生支援係まで。

③ 株式会社日本政策金融公庫による教育ローン

大学に入学・在学するために必要となる資金（入学料・授業料・生活準備費用等）を、学生1人につき300万円以内で融資する制度。詳細は「株式会社日本政策金融公庫」ホームページを参照すること。（<http://www.jfc.go.jp/>）

④ テーチング・アシスタント（T A）及びリサーチ・アシスタント（R A）

年度初めに募集を行い、指導教員より推薦があった大学院生に対して、選考の上、非常勤職員として採用する制度。教育補助業務（T A）及び研究補助業務（R A）を行うことにより、給与が支払われる。

なお、採用にあたっては健康診断書の提出が求められるため、学生定期健康診断（4月実施）もしくは職員健康診断（6月実施）を必ず受健すること。

3) 研究費

大学院生の研究に要する経費については、各講座に配分されているので、実験費用や学会参加費等に使用できる。

4) 学生証について

大学が貸与する学生証により、本学附属図書館や学割証等の自動発行機を利用可能。

なお、本学附属図書館は、利用登録申請をすることにより特別利用（24時間利用）が可能な
ので、必要であれば申請を行うこと。

また、修了予定学生は学位記授与式当日までに学生証を学務課大学院係へ返却すること。

5) 電話等による連絡

① 学務課大学院係

電話番号	053-435-2204
ファックス（学務課共通）	053-435-2233
メールアドレス	daigakuin@hama-med.ac.jp

② 学務課学生支援係

電話番号	053-435-2202
------	--------------

③ 国際化推進室留学生係

電話番号	053-435-2210
------	--------------

学位申請

学位授与については、「浜松医科大学学位規程」及び「浜松医科大学大学院医学系研究科博士学位論文審査実施要項」等により行うが、学位論文審査においては、下記の事項に注意の上、充分な余裕をもって計画的に学位論文を作成すること。

1) 論文について

- 1 学位論文は、英文の原著論文とする。
- 2 学位論文が共著の場合は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。
 - (1) 学位論文審査申請者は、筆頭著者であること。
 - (2) 学位論文審査申請者は、他の共著者から当該論文を学位論文として使用しても差し支えない旨及び他の共著者が当該論文を学位論文として使用しない旨の承諾を得ていること。
- 3 学位論文は、大学院博士課程教授会において適當と認める内外の査読付きの学会誌等に掲載（電子媒体による掲載を含む。以下同じ。）された論文又は掲載が予定されている論文とする。
- 4 課程博士にあっては、原則として入学から1年以上経て掲載された論文とする。
- 5 掲載が予定されている学位論文は、雑誌の編集委員会等による掲載を前提に受理されたことが確認できる書類があれば、掲載論文とみなすことができる。

2) 課程修了による学位論文審査の申請に係る書類作成のための手引き

【学位申請提出書類】

① 主論文	4 部
② 副論文 (ある場合)	4 部
③ 学位論文（主論文・副論文）が未掲載の場合は掲載を前提に受理されたことが確認できる書類	1 部
④ 学位論文審査願（別紙様式1）	1 部
⑤ 論文目録（別紙様式2）	1 部
⑥ 論文内容要旨（別紙様式3）	1 部
⑦ 履歴書（別紙様式4）	1 部
⑧ 承諾書〔共著論文の場合〕（別紙様式5）	1 部
⑨ 研究業績目録〔論文・著書〕（別紙様式8）	1 部
⑩ その他	
・学位申請時のチェック項目	1 部
・「論文審査申請者・論文審査手続き進行手順」	1 部
・論文審査委員会委員候補者推薦書（紹介・指導教員推薦分）	1 部

3) 学位審査手順

学位申請書類提出先（講義実習棟（1階）学務課）

- ① 大学院博士課程部会で体裁等書類内容審査

- ② 大学院博士課程教授会で受理の審査が行われ、審査委員会委員 3 名が決定される。
- ③ 論文審査委員会設置
 - ☆ 論文審査委員会開催日程について指導教員と相談の上、論文審査委員会委員との日程調整を行い、開催日程が決定次第、学務課に連絡する。
 - ☆ 仮綴の論文 3 部を学務課から受け取り、審査委員会各委員に手渡し、審査を依頼する。
- ④ 論文審査委員会開催
 - ☆ 申請者は論文内容を説明する。（場所は研究棟 2 階 217 教室で行うが、部屋の予約状況により変更することがある。）
 - ☆ 論文審査委員会終了後、仮綴の論文 3 部を回収し、学務課に戻す。
- ⑤ 大学院博士課程部会で審査結果及び試験結果の体裁等審査
- ⑥ 大学院博士課程教授会で学位授与の審査（通常は第 3 木曜日）
 - （学位授与の審査日時は学務課より連絡する。）
 - ☆ 申請者は指定場所で待機。
- ⑦ 学位授与の審査結果
- ⑧ 学位記授与式（9 月又は 3 月）
 - ☆ 日程等は、追って申請者に通知する。
 - ☆ 原則として全員出席すること。欠席の場合は、理由書等の提出を求めることがある。
- ⑨ 学術機関リポジトリへの登録手続きと論文電子媒体（PDF 等）の提出
 - ☆ 学位の授与を受けた者は、学位授与を受けた日から 1 年以内に論文を学術機関リポジトリにより公表するため、論文の電子媒体（著者最終稿又は出版社版 ※学位審査時に提出した形態のもの）、学術機関リポジトリ登録許諾書を学務課に提出する。

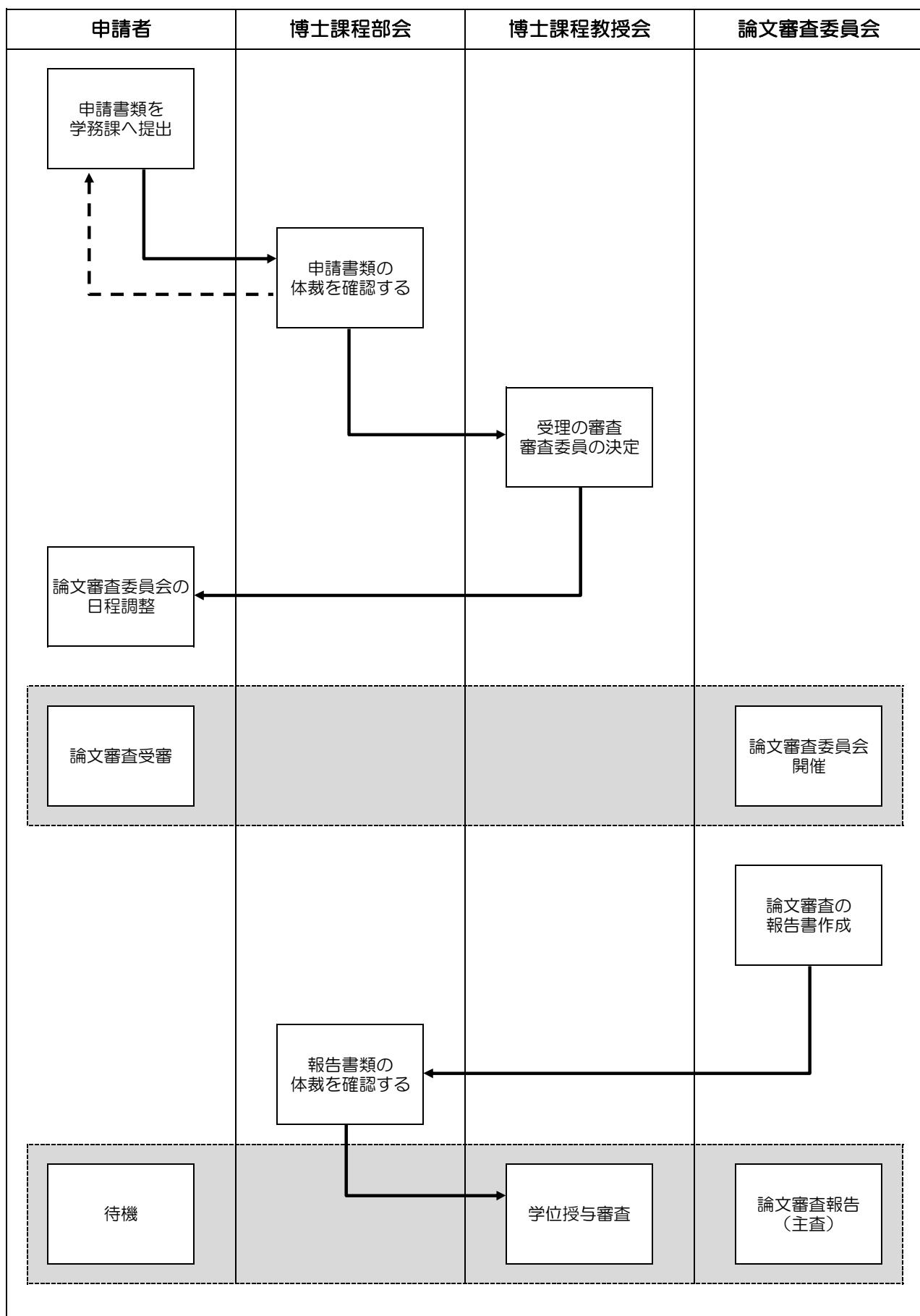
[照会先] 浜松医科大学学務課大学院係

電話番号：053-435-2204

メールアドレス：daigakuin@hama-med.ac.jp

〒431-3192 浜松市東区半田山一丁目 20 番 1 号

課程修了による学位論文審査の流れ



關連規程等

○浜松医科大学学則

制 定 平成 16 年 4 月 1 日規則第 25 号
最終改正 平成 30 年 11 月 27 日規則第 7 号

第 1 章 総則

(目的及び使命)

第 1 条 浜松医科大学(以下「本学」という。)は、医学・看護学の教育及び研究の機関として、最新の理論並びに応用を教授研究し、高度の知識・技術及び豊かな人間性と医の倫理を身に付けた優れた臨床医・看護専門職並びに医学研究者・看護学研究者を養成することを目的とし、医学及び看護学の進展に寄与し、地域医学・医療の中核的役割を果たし、もって人類の健康増進並びに福祉に貢献することを使命とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究活動等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を行うよう努めるものとする。
- 3 第 1 項の措置に加え、教育研究活動等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

(教育研究活動等の状況の公表)

第 3 条 本学は、教育研究活動等の状況を、積極的に公表するものとする。

(教育研究の基本組織)

第 4 条 本学に、医学部を置く。

- 2 医学部に、医学科及び看護学科を置く。
- 3 医学科及び看護学科に次の講座を置く。

医学科

総合人間科学、器官組織解剖学、細胞分子解剖学、神経生理学、医生理学、分子生物学、医化学、腫瘍病理学、再生・感染病理学、薬理学、細菌・免疫学、ウイルス・寄生虫学、健康社会医学、法医学、内科学第一、内科学第二、内科学第三、精神医学 外科学第一、外科学第二、脳神経外科学、整形外科学、皮膚科学、泌尿器科学、眼科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、放射線診断学・核医学、放射線腫瘍学、麻酔・蘇生学、産婦人科学、小児科学、歯科口腔外科学、臨床検査医学、臨床薬理学、救急災害医学、臨床腫瘍学

看護学科

基礎看護学、臨床看護学、地域看護学

- 4 医学科の定員は、収容定員 625 人、入学定員 100 人、第 2 年次編入学定員 5 人とし、看護学科の定員は、収容定員 260 人、入学定員 60 人、第 3 年次編入学定員 10 人とする。

第 5 条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に、医学系研究科を置く。
- 3 大学院における課程、医学系研究科に置く専攻並びにその収容定員及び入学定員は、次のとおりとする。

課程	専攻	収容定員	入学定員
修士課程	看護学専攻	32人	16人
博士課程	医学専攻	120人	30人
博士後期課程	光医工学共同専攻	9人	3人
	合計	161人	49人

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

開学記念日 6月7日

春季休業 3月6日から4月10日まで

夏季休業 7月20日から8月31日まで

冬季休業 12月16日から翌年1月10日まで

2 春季、夏季及び冬季の各休業期間は、教育上必要と認めるときは、学長はこれを変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、学長が教育上必要と認めるときは休業日に授業をすることができる。

(附属図書館)

第9条 本学に、附属図書館を置く。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(医学部附属病院)

第10条 医学部に、附属の教育研究施設として、附属病院を置く。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(本学の学内施設)

第11条 本学に、次の学内施設を置く。

- (1) 光尖端医学教育研究センター
- (2) 保健管理センター
- (3) 安全衛生管理センター
- (4) 医療廃棄物処理センター
- (5) 情報基盤センター
- (6) 子どものこころの発達研究センター
- (7) 医学教育推進センター
- (8) 総合診療教育研究センター
- (9) 国際マスイマージングセンター

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講座等)

第12条 本学に、寄附により運営する、寄附講座等を置くことができる。

2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第13条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院教授会)

第14条 大学院の課程ごとに大学院教授会を置く。ただし、博士課程及び博士後期課程においては、大学院博士課程教授会として同一の大学院教授会を置くものとする。

2 大学院教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部

(修業年限)

第15条 修業年限は、医学科にあっては6年、看護学科にあっては4年とする。

(在学期間)

第16条 在学期間は、医学科にあっては10年(第2年次編入学にあっては9年)、看護学科にあっては8年(第3年次編入学にあっては4年)を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、医学科にあっては、第2年次まで通算して4年を超えて在学することはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、看護学科にあっては、同一の年次に2年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第17条 医学部に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同様以上の学力があると認めた者で18歳に達したもの

(医学科の編入学、転入学及び再入学)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、医学科の相当の学年に入学を許可することがある。

(1) 他の大学の医学部の進学課程を修了した者及び文部科学大臣の指定した者で編入学を志願するもの

(2) 他の大学の医学部医学科に在学中の者で本学に転入学を志願するもの

(3) 本学の医学科の退学者で再入学を志願するもの

2 前項第3号に規定する再入学を志願する者のうち、本学の医学科に4年以上在学し、早期に大学院(医学系博士課程)へ進学し、課程を修了又は退学した者が再入学を志願する場合は、欠員の有無にかかわらず、相当の学年に入学を許可する。

(医学科の第2年次編入学)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、医学科の第2年次に入学を許可する。

(1) 大学を卒業した者及び外国において学校教育における16年の課程を修了した者で、入学を志願するもの。ただし、医学部医学科を卒業した者及び在学中の者を除く。

(2) 外国において前号に掲げる者が授与された学位と同等であると本学が認める学士の学位を授与された者で、入学を志願するもの。

(3) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者で、入学を志願するもの。

(看護学科の再入学)

第20条 本学の看護学科の退学者で再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

2 前項に規定する再入学を志願する者のうち、本学の看護学科に3年以上在学し、早期に大学院(看護学系修士課程)へ進学し、課程の修了又は退学した者が再入学を志願する場合は、欠員の有無にかかわらず、相当の学年に入学を許可する。

(看護学科の第3年次編入学)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、看護学科の第3年次に入学を許可する。

(1) 短期大学の看護学科を卒業した者で入学を志願するもの

(2) 専修学校の看護系の専門課程(修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了し、次のすべてに該当する者で入学を志願するもの

ア 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者

イ 看護師国家試験受験資格を有する者

(3) 高等学校の看護系の専攻科の課程(修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了し、次のすべてに該当する者で入学を志願するもの

ア 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者

イ 看護師国家試験受験資格を有する者

(編入学者等の取扱い)

第22条 第18条から前条までの規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目の単位の取扱い及び在学期間の通算等の取扱いについては、別に定める。

(教育課程)

第23条 医学部の教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当し編成する。

(1年間の授業期間)

第24条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(履修の単位数)

第25条 医学部の課程を修了するためには、第23条の授業科目により、別に定める単位数を修得しなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第26条 医学部の教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 27 条 医学部の教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 28 条 医学部の教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 医学部の教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 26 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(授業科目の修得の認定)

第 29 条 授業科目の修得の認定は、試験その他の審査により行う。

(関連教育病院)

第 30 条 本学は、関連教育病院において、学生の臨床教育の一部を行わせるものとする。

- 2 前項の臨床教育について必要な事項は、別に定める。

(成績評価)

第 31 条 授業科目の成績評価の方法は、別に定める。

(課程修了の認定)

第 32 条 課程修了の認定は、教授会に諮って、学長が行う。

(卒業・学位授与)

第 33 条 本学に第 15 条に規定する修業年限以上在学し、医学部の全課程の修了の認定を受けた者に対し、卒業を認め、学士の学位を授与する。

- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 大学院

(標準修業年限及び長期履修)

第 34 条 大学院の標準修業年限は、修士課程にあっては 2 年、博士課程にあっては 4 年、博士後期課程にあっては 3 年とする。

- 2 修士課程又は博士課程及び博士後期課程の学生が、職業を有している等の理由により、前項に定める標準修業年限を越えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する場合は、その計画的履修を認めることができる。

- 3 長期履修について必要な事項は、別に定める。

(在学期間)

第 35 条 大学院の在学期間は、修士課程にあっては 4 年、博士課程にあっては 8 年、博士後期課程にあっては 6 年を超えることができない。

(入学資格)

第 36 条 大学院の修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者

- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (7) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 大学院の博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修業年限が6年の大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
 - (5) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (6) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 3 大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学(大学院相当)日本校)を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
 - (7) 本学大学院において個別の入学資格審査により認めた24歳以上の者
(編入学、転入学及び再入学)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することができる。

- (1) 他の大学院の看護学等の研究科の修士課程及び博士課程前期2年の課程、並びに医学の研究科の博士課程を中途において退学した者で、本学の大学院に編入学を志願するもの
- (2) 他の大学院の看護学等の研究科の修士課程及び博士課程前期2年の課程、並びに医学の研究科の博士課程に在学する者で、課程の中途において本学の大学院に転入学を志願するもの
- (3) 本学の大学院を課程の中途において退学した者で、再入学を志願するもの

- 2 編入学、転入学及び再入学を許可された者の既に修得した授業科目の単位の取扱い並びに在学期間の通算等の取扱いについては、別に定める。

(教育方法)

第38条 大学院の教育は、専攻に応じ教育上必要な授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

第39条 大学院の教育上特別の必要があると認められた場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

(授業科目等)

第40条 大学院の授業科目及びその単位数、履修方法、試験、成績評価の方法等については、別に定める。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第41条 大学院の教育上有益と認めるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより10単位を超えない範囲で、本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学院に留学する場合に準用するものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第42条 大学院の教育上有益と認めるときは、他の大学院若しくは研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。この場合には、他の大学院又は研究所等との協議による。

- 2 前項の規定は、外国の大学院、研究所等に留学する場合に準用するものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第43条 大学院の教育上有益と認めるときは、本学の大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の大学院に入学した後の本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学の大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

(課程の修了の要件)

第44条 修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士課程の修了の要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士後期課程の修了は、大学院に3年以上在学し、24単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

(学位授与)

第45条 大学院の課程を修了した者に対し、修士又は博士の学位を授与する。

- 2 この章に規定するもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

(連合大学院)

第45条の2 大阪大学大学院に設置される大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科博士課程の教育研究の実施について、本学は、大阪大学、金沢大学、千葉大学及び福井大学と連携協力するものとする。

第4章 入学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(入学の時期)

第46条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、編入学、転入学、再入学及び大学院医学系研究科博士課程への入学の場合については、後学期の始めとすることがある。

(入学者の選考)

第47条 本学に入学を志願する者に対しては、試験を行い、その成績等により選考する。

(入学志願手続)

第48条 入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付の上、願書、検定料払込証明書及び別に定める書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学手続及び入学許可)

第49条 入学者の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学誓約書その他所定の書類を学長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を終えた者に入学を許可する。

3 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者は、前項の適用については、入学料に係る入学手続を終えた者とみなす。

(休学)

第50条 病気その他の理由により、引き続き2か月以上修学することができない者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て更に引き続き1年以内休学することができる。

3 病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者は、学長はこれを休学させることができる。

4 休学期間は、次に掲げる期間を超えることができない。

(1) 連続して2年

(2) 医学科の学生は通算して4年

(3) 前号の規定にかかわらず、医学科第2年次編入学者にあっては通算して3年

(4) 看護学科の学生は通算して4年

(5) 前号の規定にかかわらず、看護学科第3年次編入学者にあっては通算して2年

(6) 大学院修士課程の学生は通算して2年

(7) 大学院博士課程の学生は通算して4年

(8) 大学院博士後期課程の学生は通算して3年

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第51条 休学期間中にその理由がなくなったときは、所定の手続により、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第52条 病気その他の理由により退学しようとする者は、所定の手続により、学長の許可を受けなければならない。

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会(大学院の学生にあっては大学院教授会(以下「教授会等」という。))に諮って、学長が退学させる。

(1) 学部の学生にあっては第16条、大学院の学生にあっては第35条の在学期間を超えた者

(2) 第50条第4項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

(3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(除籍)

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会等に諮って、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可になった者又は半額免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者であって、所定の期日までに入学料を納付しない者
- (3) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第 5 章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料の額)

第 55 条 検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 56 条 本学の大学院に入学する者であって、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるものについては、本人の申請により、入学料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学に入学する者であって、特別な事情によって入学料の納付が著しく困難であると認められるものについては、本人の申請により、入学料の全額又は半額を免除することがある。
- 3 本学に入学する者であって、特別な事情によって、納付期限までに入学料の納付が困難な場合は、本人の申請により、入学料の徴収猶予を行うことがある。
- 4 前各項の規定による入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料の納期)

第 57 条 授業料は、前期及び後期の 2 期に分けて、年額の 2 分の 1 に相当する額を、次に掲げる納付期間内に納付しなければならない。

前期(4月から9月まで) 4月1日から 5月31日まで

後期(10月から3月まで) 10月1日から 11月30日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生が申し出たときは、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

(授業料の免除)

第 58 条 経済的理由によって授業料の納付が困難であると認められる者で、学業優秀と認められるもの及び学資を主として負担している者が不慮の災害を受けたことによって、授業料の納付が困難と認められるものについては、本人の申請により各期ごとの授業料の全部若しくはその一部を免除することができる。

- 2 前項の授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第 59 条 経済的理由によって授業料の納付が困難であると認められる者で、学業優秀と認められるもの及び学資を主として負担している者が不慮の災害を受けたことによって授業料の納付が困難と認められるものについては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することができる。

- 2 前項の授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学の場合における授業料)

第 60 条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合、又は授業料の徴収猶予を申請した者が休学を許可された場合は、月割計算により休学した月の翌月(休学を開始する日が月の初日に当る場合は、その月)から復学した月の前月までの授業料の全額を免除する。

- 2 前期又は後期の中途において復学した者の授業料は、月割計算により、復学した月から次の納付期の前月までに相当する額を、復学した月に納付しなければならない。

(退学又は除籍の場合における授業料)

第 61 条 退学又は除籍の場合は、当期分の授業料を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

- (1) 死亡又は行方不明のため除籍された場合
- (2) 入学料又は授業料の未納を理由に除籍された場合

2 授業料の徴収猶予の許可を受けている者が、願い出により退学を許可された場合は、前項の規定にかかわらず、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。
(既納の検定料、入学料及び授業料)

第 62 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定めるものを返還する。

- (1) 第 47 条に規定する医学部の入学者選抜において、2 段階選抜による第 1 段階目の選抜で不合格となった者 当該検定料
- (2) 第 57 条第 2 項及び第 3 項の規定により、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者が、9 月 30 日までに休学又は退学した場合 後期分授業料
- (3) 第 57 条第 3 項の規定により、入学を許可するときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の 3 月 31 日までに入学を辞退した場合 当該授業料
- (4) その他学長が、特別な理由があると認めた場合 当該検定料、入学料及び授業料
(その他検定料、入学料及び授業料に関する事項)

第 62 条の 2 第 55 条から前条までに定めるもののほか、検定料、入学料及び授業料について必要な事項は、別に定める。

第 6 章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生
(研究生)

第 63 条 本学において特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第 64 条 本学所定の授業科目中 1 科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第 65 条 本学所定の授業科目中 1 科目又は数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生及び特別研究学生)

第 66 条 他の大学又は外国の大学の学生で、本学で授業科目を履修すること又は大学院の研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該大学との協議に基づき、選考の上、学長は、それぞれ特別聴講学生又は研究指導を受ける者を特別研究学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料は、それぞれ聴講生及び研究生の授業料の額と同額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、特別聴講学生及び特別研究学生の授業料を徴収しないことができる。
 - (1) 国立大学法人の設置する大学との協議により受け入れた学生
 - (2) 大学間交流協定に基づき授業料を相互不徴収として受け入れた外国人留学生
 - (3) 大学間特別研究学生交流協定に基づき授業料を相互不徴収として受け入れた学生
 - (4) 大学間相互単位互換協定に基づき授業料を相互不徴収として受け入れた学生
 - (5) その他学長が特別に認めた者
(外国人留学生)

第67条 外国人で、本学に留学を志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 前項の外国人留学生に対しては、日本語及び日本事情に関する授業科目を置く。
- 3 外国人留学生が、前項の規定に基づく日本語及び日本事情に関する授業科目を修得した場合は、別に定めるところにより、その単位を第25条に規定する単位に代えることができる。
(その他研究生等に関する規則)

第68条 第63条から前条までに定めるもののほか、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究生学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 賞罰

(表彰)

第69条 学生で、表彰に値する行為があったものは、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第70条 本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があった者は、教授会等に諮って学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学の期間が2か月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

第8章 公開講座

(公開講座)

第71条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に旧浜松医科大学に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に編入学等をする者が在学しなくなるまでの間、旧浜松医科大学を卒業するために必要とされる教育課程の履修その他教育上必要な事項は、旧浜松医科大学の学則の定めるところによる。

附 則(平成17年1月13日規則第42号)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月9日規則第1号)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月14日規則第12号)

この学則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月15日規則第4号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月25日規則第16号)

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月13日規則第2号)

この学則は、平成20年3月13日から施行し、平成19年12月26日から適用する。ただし、第5条の2については、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規則第1号)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員					
		平成21年度～ 平成29年度	平成21年 度	平成22年 度	平成23年 度	平成24年 度	平成25年 度
医学部 医学科	105人 (5)	580人 (25)	590人 (25)	600人 (25)	610人 (25)	620人 (25)	630人 (25)

() 内は、第2年次後期編入学を外数で示す。

附 則(平成22年1月25日規則第1号)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
2 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員		
	平成22年度～ 平成29年度	平成30年度～ 平成31年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医学部 医学科	115人 (5)	110人 (5)	600人 (25)	620人 (25)	640人 (25)

収容定員					
平成25年度	平成26年度	平成27年度～ 平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
660人 (25)	680人 (25)	690人 (25)	685人 (25)	680人 (25)	665人 (25)

収容定員			
平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
650人 (25)	635人 (25)	620人 (25)	610人 (25)

() 内は、第2年次後期編入学を外数で示す。

附 則(平成23年3月28日規則第1号)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月27日規則第7号)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
2 平成23年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則(平成24年5月28日規則第1号)

この学則は、平成24年5月28日から施行する。

附 則(平成24年7月23日規則第2号)

この学則は、この学則は、平成24年8月1日から施行する。ただし、第36条第2項の改正規定は、平成24年8月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月22日規則第10号)

この学則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年5月26日規則第16号)

- この学則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- 平成 26 年度以前に第 2 年次後期編入学した医学科の学生及び当該入学を志願した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 第 4 条第 4 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員		
	平成 22 年度～ 平成 29 年度	平成 30 年度～ 平成 31 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学部 医学科	115 人 (5)	110 人 (5)	600 人 (25)	620 人 (25)	640 人 (25)
収容定員					
平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度～ 平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
660 人 (25)	680 人 (25)	690 人 (25)	685 人 (25)	680 人 (25)	665 人 (25)
収容定員					
平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度		
650 人 (25)	635 人 (25)	620 人 (25)	610 人 (25)		

() 内は、第 2 年次後期編入学を外数で示す。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日規則第 9 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 24 日規則第 20 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 1 月 26 日規則第 5 号)

- この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定は、平成 28 年 1 月 26 日から施行し、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。
- 平成 27 年度以前に入学した医学部の学生に対する規則第 50 条第 3 項及び第 4 項並びに第 53 条第 1 項第 2 号の適用は、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日規則第 9 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 25 日規則第 13 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 25 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 10 月 30 日規則第 14 号)

- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 5 条第 3 項にかかわらず、平成 30 年度及び平成 31 年度の博士後期課程光医工学共同専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

課程	専攻	収容定員	
		平成 30 年度	平成 31 年度
博士後期課程	光医工学共同専攻	3 人	6 人

- 3 改正後の第41条、第43条及び第44条第3項ただし書にかかわらず、最初の修了生を出し、カリキュラムの検証を行うまでは適用しないこととする。

附 則(平成29年12月25日規則第16号)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員		
		平成22年度～平成31年度	平成22年度	平成23年度
医学部 医学科	115人 (5)	600人 (25)	620人 (25)	640人 (25)
収容定員				
平成25年度	平成26年度	平成27年度～平成31年度	平成32年度	平成33年度
660人 (25)	680人 (25)	690人 (25)	675人 (25)	660人 (25)
収容定員				
平成34年度	平成35年度	平成36年度		
645人 (25)	630人 (25)	615人 (25)		

() 内は、第2年次後期編入学を外数で示す。

- 3 平成30年度以前に入学した大学院の学生に対する第50条第4項第6号及び第7号の適用は、なお従前の例による。

附 則(平成30年11月27日規則第7号)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した医学部の学生に対する第16条の適用は、なお従前の例による。

○浜松医科大学大学院医学系研究科履修規程

制 定 平成 16 年 4 月 8 日 規程第 77 号
最終改正 平成 30 年 12 月 13 日 規程第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、浜松医科大学学則(平成 16 年規則第 25 号。以下「学則」という。)第 40 条の規定に基づき、浜松医科大学の大学院の医学系研究科における授業科目及びその単位数、履修方法、試験、成績評価の方法等について定めるものとする。

(授業科目の種類及び単位数)

第 2 条 履修すべき授業科目の種類及び単位数については、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 による。

2 別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 について、教育上必要があると認めたときは、大学院修士課程教授会、大学院博士課程教授会又は光医工学共同専攻協議会(以下「教授会」という。)に諮って、学長がこれを変更することがある。

(履修届)

第 3 条 学生は、授業科目を履修しようとするときは、所定の様式による履修届を記入の上、所定の期日までに学務課に提出しなければならない。

(各授業科目の授業期間)

第 4 条 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位とする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業方法等)

第 5 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

第 6 条 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業計画は、教育要項において明示するものとする。

(単位の計算方法)

第 7 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準によって単位数を計算するものとする。

- (1) 講義、演習については、15 時間又は 30 時間で別表第 4 に定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習については、30 時間又は 45 時間で別表第 4 に定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 講義、演習、実験及び実習を併用する場合については、別表第 4 に定める算式により算出した時間数が 45 時間である授業をもって 1 単位とする。

(試験)

第 8 条 試験は、定期試験又は随時試験とする。

- 2 定期試験は、その授業の終了する期末に、一定の期間を定めて行うものとし、又、随時試験はその授業科目の担当教員が必要と認めたときに適宜行うものとする。
- 3 定期試験又は随時試験を病気、災害その他特別の事情で受験できなかつた者に対し、追試験を行うことがある。この場合にあっては、追試験を志願する者は、授業担当教員に願い出て受けなければならぬ。
- 4 定期試験、随時試験又は追試験に不合格となった者に対する再試験は、原則として行わない。ただし、授業担当教員が特にその必要を認めた場合は、この限りでない。

(成績評価)

第 9 条 授業科目の成績評価は、授業科目ごとにあらかじめ示された基準に基づき、授業科目担当教員が試験その他の方法により学修の成果を評価して行う。

2 授業科目の成績評価は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、100点満点中90点以上を秀、80点以上90点未満を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とし、不可を不合格とする。ただし、1年次から2年次、又は1年次から3年次にわたって開設される授業科目で、2、3年次に総合評価されるものについては、1、2年次の評価をする場合に限り、合格又は不合格の評語をもって行うものとする。

3 合格した授業科目の成績は、変更しないものとする。

(単位の認定)

第10条 単位の認定は、教授会に諮って学長が行う。

(不正行為)

第11条 第8条に定める試験において不正行為と認められる行為があったときは、当該学期の履修登録単位をすべて無効とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会に諮って学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 平成15年度以前に入学した者の授業科目及び履修方法等については、旧浜松医科大学大学院医学系研究科履修規程の定めるところによる。

附 則(平成18年4月13日規程第25号)

この規程は、平成18年4月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月15日規程第31号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月14日規程第6号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年1月12日規程第29号)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月13日規程第17号)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成25年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年2月12日規程第18号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年11月6日規程第58号)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月6日規程第24号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月13日規程第49号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第2 (第2条関係)

	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考	摘要
			選択必修	選択		
共通科目	先端基礎医学特論	1・2・3	2	*	<p>履修方法 研究者コース (1) 先端基礎医学特論を必修とする。 (2) 共通科目及び専門科目のうち、備考欄＊印の科目を4科目以上選択必修とする。 (3) 専門科目のうち、各研究分野の科目のセミナーA、B各々1科目を必修とする。 (4) 専門科目のうち、各研究分野の科目の実習を履修する。</p> <p>臨床研究者コース (1) 先端医学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのうち2科目を選択必修とする。 (2) 共通科目のうち医療倫理学及び遺伝子医療と再生医療を必修とする。 (3) 共通科目のうち、1科目を履修する。 (4) 専門科目のうち、各研究分野の科目のセミナーA、B各々1科目を必修とする。 (5) 専門科目のうち、各研究分野の科目の実習を履修する。 (6) 本学以外の病院所属の副指導教員を置く者については、専門科目のうち、その他のセミナー及び実習各々1科目を履修する。</p>	<p>履修方法 研究者コース (1) 先端基礎医学特論を必修とする。 (2) 共通科目及び専門科目のうち、備考欄＊印の科目を4科目以上選択必修とする。 (3) 専門科目のうち、各研究分野の科目のセミナーA、B各々1科目を必修とする。 (4) 専門科目のうち、各研究分野の科目の実習を履修する。</p> <p>臨床研究者コース (1) 先端医学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのうち2科目を選択必修とする。 (2) 共通科目のうち医療倫理学及び遺伝子医療と再生医療を必修とする。 (3) 共通科目のうち、1科目を履修する。 (4) 専門科目のうち、各研究分野の科目のセミナーA、B各々1科目を必修とする。 (5) 専門科目のうち、各研究分野の科目の実習を履修する。 (6) 本学以外の病院所属の副指導教員を置く者については、専門科目のうち、その他のセミナー及び実習各々1科目を履修する。</p>
	細胞内シグナル伝達学	1・2	2	*		
	光医学実験講習	1・2	2	*		
	遺伝子実験法	1・2	2	*		
	蛋白質研究法	1・2	2	*		
	次世代シーケンス解析法	1・2	2	*		
	行動神経科学	1・2	2	*		
	バイオエレクトロニクス・バイオセンシング特論	1・2	2	*		
	有機化合物の分離と同定	1・2	2	*		
	医学統計学	1・2	2	*		
	疫学方法論	1・2	2	*		
	動物実験の技法	1・2	2	*		
	実験機器の機能と使用法	1・2	2	*		
	先端医学特論Ⅰ	1・2・3	2	*		
	先端医学特論Ⅱ	1・2・3	2	*		
	先端医学特論Ⅲ	1・2・3	2	*		
	医療倫理学	1・2	2	*		
	遺伝子医療と再生医療	1・2	2	*		
授業科目の概要	研究の進め方と論文作成法	1・2	2	*	<p>卒業要件 4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に問合せでは、優れた研究業績を挙げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。</p>	<p>卒業要件 4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に問合せでは、優れた研究業績を挙げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。</p>
	プレゼンテーション技法	1・2	2	*		
	感染症診療と感染対策	1・2	2	*		
	神経生理学	1・2	2	*		
	循環生理学	1・2	2	*		
	ウイルス感染病理学	1・2	2	*		
	薬理学	1・2	2	*		
	P E T 学	1・2	2	*		
	顕微鏡学・質量分析学	1・2	2	*		
	薬理学セミナーA	2	6	*		
	薬理学セミナーB	3	6	*		
	薬理学実習	1~3	8	*		
	分子イメージングセミナーA	2	6	*		
	分子イメージングセミナーB	3	6	*		
	分子イメージング実習	1~3	8	*		
	放射線医学セミナーA	2	6	*		
	放射線医学セミナーB	3	6	*		
	放射線医学実習	1~3	8	*		
専門科目	臨床薬理学セミナーA	2	6	*	<p>卒業要件 4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に問合せでは、優れた研究業績を挙げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。</p>	<p>卒業要件 4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に問合せでは、優れた研究業績を挙げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。</p>
	臨床薬理学セミナーB	3	6	*		
	臨床薬理学実習	1~3	8	*		
	医療化学セミナーA	2	6	*		
	医療化学セミナーB	3	6	*		
	医療化学実習	1~3	8	*		
	薬剤学セミナーA	2	6	*		
	薬剤学セミナーB	3	6	*		
	薬剤学実習	1~3	8	*		
	皮膚科学セミナーA	2	6	*		
	皮膚科学セミナーB	3	6	*		
	皮膚科学実習	1~3	8	*		
	眼科学セミナーA	2	6	*		
	眼科学セミナーB	3	6	*		
	眼科学実習	1~3	8	*		
	上部消化管外科学セミナーA	2	6	*		
	上部消化管外科学セミナーB	3	6	*		
光医学	上部消化管外科学実習	1~3	8	*	<p>卒業要件 4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に問合せでは、優れた研究業績を挙げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。</p>	<p>卒業要件 4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に問合せでは、優れた研究業績を挙げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。</p>
	下部消化管外科学セミナーA	2	6	*		
	下部消化管外科学セミナーB	3	6	*		
	下部消化管外科学実習	1~3	8	*		
	肝・胆・臍外科学セミナーA	2	6	*		
	肝・胆・臍外科学セミナーB	3	6	*		
	肝・胆・臍外科学実習	1~3	8	*		
	血管外科学セミナーA	2	6	*		
	血管外科学セミナーB	3	6	*		
	血管外科学実習	1~3	8	*		
	歯科口腔外科学セミナーA	2	6	*		
	歯科口腔外科学セミナーB	3	6	*		
	歯科口腔外科学実習	1~3	8	*		
	循環器内科学セミナーA	2	6	*		
	循環器内科学セミナーB	3	6	*		
	循環器内科学実習	1~3	8	*		
	血液内科セミナーA	2	6	*		
	血液内科セミナーB	3	6	*		
	血液内科実習	1~3	8	*		
研究分野	免疫・リウマチ内科学セミナーA	2	6	*	<p>卒業要件 4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に問合せでは、優れた研究業績を挙げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。</p>	<p>卒業要件 4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に問合せでは、優れた研究業績を挙げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。</p>
	免疫・リウマチ内科学実習	1~3	8	*		
	光イメージング医学セミナーA	2	6	*		
	光イメージング医学セミナーB	3	6	*		
	光イメージング実習	1~3	8	*		
	光ゲノム医学セミナーA	2	6	*		
	光ゲノム医学セミナーB	3	6	*		
	光ゲノム医学実習	1~3	8	*		
	血液循環生理学セミナーA	2	6	*		
	血液循環生理学セミナーB	3	6	*		
	血液循環生理学実習	1~3	8	*		
	神経生理学セミナーA	2	6	*		
	神経生理学セミナーB	3	6	*		
	神経生理学実習	1~3	8	*		
	幹細胞病理学セミナーA	2	6	*		
	幹細胞病理学セミナーB	3	6	*		
	幹細胞病理学実習	1~3	8	*		
	脳機能イメージングセミナーA	2	6	*		
	脳機能イメージングセミナーB	3	6	*		
	脳機能イメージング実習	1~3	8	*		
	細胞生物学セミナー	2	6	*		
	システム分子解剖学セミナー	3	6	*		
	細胞生物学実習	1~3	8	*		
	生体医用光学セミナーA	2	6	*		
	生体医用光学セミナーB	3	6	*		
	生体医用光学実習	1~3	8	*		

		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考	摘要
				選択必修	選択		
高次機能医学専攻研究分野	授業科目	神経解剖学	1~2	2		*	
		神経解剖学セミナーA	2	6			
		神経解剖学セミナーB	3	6			
		神経解剖学実習	1~3	8			
		行動神経科学セミナーA	2	6			
		行動神経科学セミナーB	3	6			
		行動神経科学実習	1~3	8			
		精神医学セミナーA	2	6			
		精神医学セミナーB	3	6			
		精神医学実習	1~3	8			
		脳神経外科学セミナーA	2	6			
		脳神経外科学セミナーB	3	6			
		脳神経外科学実習	1~3	8			
		整形外科学セミナーA	2	6			
		整形外科学セミナーB	3	6			
		整形外科学実習	1~3	8			
		麻酔蘇生科学セミナーA	2	6			
		麻酔蘇生科学セミナーB	3	6			
		麻酔蘇生科学実習	1~3	8			
		耳鼻咽喉科学セミナーA	2	6			
		耳鼻咽喉科学セミナーB	3	6			
		耳鼻咽喉科学実習	1~3	8			
病態医学研究分野	概要	腫瘍学	1~2	2		*	
		分子細胞生物化学セミナーA	2	6			
		分子細胞生物化学セミナーB	3	6			
		分子細胞生物化学実習	1~3	8			
		腫瘍病理学セミナーA	2	6			
		腫瘍病理学セミナーB	3	6			
		腫瘍病理学実習	1~3	8			
		臨床腫瘍学セミナーA	2	6			
		臨床腫瘍学セミナーB	3	6			
		臨床腫瘍学実習	1~3	8			
		分子医科学セミナーA	2	6			
		分子医科学セミナーB	3	6			
		分子医科学実習	1~3	8			
		代謝シグナリング学セミナーA	2	6			
		代謝シグナリング学セミナーB	3	6			
		代謝シグナリング学実習	1~3	8			
		産婦人科学セミナーA	2	6			
		産婦人科学セミナーB	3	6			
		産婦人科学実習	1~3	8			
		小児科学セミナーA	2	6			
		小児科学セミナーB	3	6			
		小児科学実習	1~3	8			
予防・防御医学研究分野	概要	消化器内科学セミナーA	2	6		**	
		消化器内科学セミナーB	3	6			
		消化器内科学実習	1~3	8			
		腎臓内科学セミナーA	2	6			
		腎臓内科学セミナーB	3	6			
		腎臓内科学実習	1~3	8			
		神経内科学セミナーA	2	6			
		神経内科学セミナーB	3	6			
		神経内科学実習	1~3	8			
		内分泌・代謝内科学セミナーA	2	6			
		内分泌・代謝内科学セミナーB	3	6			
		内分泌・代謝内科学実習	1~3	8			
		呼吸器内科学セミナーA	2	6			
		呼吸器内科学セミナーB	3	6			
		呼吸器内科学実習	1~3	8			
		肝臓内科学セミナーA	2	6			
		肝臓内科学セミナーB	3	6			
		肝臓内科学実習	1~3	8			
		心臓血管外科学セミナーA	2	6			
		心臓血管外科学セミナーB	3	6			
		心臓血管外科学実習	1~3	8			
分野専門別	分野専門別	呼吸器外科学セミナーA	2	6			
		呼吸器外科学セミナーB	3	6			
		呼吸器外科学実習	1~3	8			
		小児外科学セミナーA	2	6			
		小児外科学セミナーB	3	6			
		小児外科学実習	1~3	8			
		乳腺外科学セミナーA	2	6			
		乳腺外科学セミナーB	3	6			
		乳腺外科学実習	1~3	8			
		一般外科学セミナーA	2	6			
		一般外科学セミナーB	3	6			
		一般外科学実習	1~3	8			
		泌尿器科学セミナーA	2	6			
		泌尿器科学セミナーB	3	6			
		泌尿器科学実習	1~3	8			
		放射線腫瘍学セミナーA	2	6			
		放射線腫瘍学セミナーB	3	6			
		放射線腫瘍学実習	1~3	8			
		感染制御学	1~2	2			
		医療事故、医療過誤	1~2	2			
		感染制御学セミナーA	2	6			
		感染制御学セミナーB	3	6			
		感染制御学実習	1~3	8			
		感染機構解析セミナーA	2	6			
		感染機構解析セミナーB	3	6			
		感染機構解析実習	1~3	8			
		臨床検査医学セミナーA	2	6			
		臨床検査医学セミナーB	3	6			
		臨床検査医学実習	1~3	8			
		健康社会医学セミナーA	2	6			
		健康社会医学セミナーB	3	6			
		健康社会医学実習	1~3	8			
		救急医学セミナーA	2	6			
		救急医学セミナーB	3	6			
		救急医学実習	1~3	8			
		法医学セミナーA	2	6			
		法医学セミナーB	3	6			
		法医学実習	1~3	8			
		医療情報学セミナーA	2	6			
		医療情報学セミナーB	3	6			
		医療情報学実習	1~3	8			

	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考	摘要
			選択必修	選択		
授業科目の概要	その他(A)	総合診療内科学セミナー	1~3	12		その他(A)については、聖隸浜松病院所属の副指導教員を置く場合に履修する。
		総合診療内科学実習	1~3	8		
		呼吸器内科学セミナー	1~3	12		
		呼吸器内科学実習	1~3	8		
		消化器内科学セミナー	1~3	12		
		消化器内科学実習	1~3	8		
		膠原病学セミナー	1~3	12		
		膠原病学実習	1~3	8		
		腎臓内科学セミナー	1~3	12		
		腎臓内科実習	1~3	8		
		内分泌代謝学セミナー	1~3	12		
		内分泌代謝学実習	1~3	8		
		脳卒中学セミナー	1~3	12		
		脳卒中科学実習	1~3	8		
		神経内科学セミナー	1~3	12		
		神経内科学実習	1~3	8		
		循環器内科学セミナー	1~3	12		
		循環器内科実習	1~3	8		
		心臓血管外科学セミナー	1~3	12		
		心臓血管外科学実習	1~3	8		
		外科学セミナー	1~3	12		
		外科学実習	1~3	8		
		産婦人科学セミナー	1~3	12		
		産婦人科学実習	1~3	8		
		小児科学セミナー	1~3	12		
		小児科学実習	1~3	8		
		小児循環器科学セミナー	1~3	12		
		小児循環器科学実習	1~3	8		
		新生兒科学セミナー	1~3	12		
		新生兒科学実習	1~3	8		
		脳神経外科学セミナー	1~3	12		
		脳神経外科学実習	1~3	8		
		てんかん学セミナー	1~3	12		
		てんかん学実習	1~3	8		
		リハビリテーション医学セミナー	1~3	12		
		リハビリテーション医学実習	1~3	8		
		泌尿器科学セミナー	1~3	12		
		泌尿器科学実習	1~3	8		
		放射線画像診断学セミナー	1~3	12		
		放射線画像診断学実習	1~3	8		
		病理診断学セミナー	1~3	12		
		病理診断学実習	1~3	8		
		臨床検査医学セミナー	1~3	12		
		臨床検査医学実習	1~3	8		
		小児神経科学セミナー	1~3	12		
		小児神経科学実習	1~3	8		
		整形外科学セミナー	1~3	12		
		整形外科学実習	1~3	8		
その他の概要	ホスピス科学セミナー	1~3	12		その他(B)については、聖隸三方原病院所属の副指導教員を置く場合に履修する。	
	ホスピス科学実習	1~3	8			
	リハビリテーション科学セミナー	1~3	12			
	リハビリテーション科学実習	1~3	8			
	外科学セミナー	1~3	12			
	外科学実習	1~3	8			
	緩和サポート治療科学セミナー	1~3	12			
	緩和サポート治療科学実習	1~3	8			
	肝臓内科学セミナー	1~3	12			
	肝臓内科学実習	1~3	8			
	呼吸器内科学セミナー	1~3	12			
	呼吸器内科学実習	1~3	8			
	産婦人科学セミナー	1~3	12			
	産婦人科学実習	1~3	8			
	耳鼻科学セミナー	1~3	12			
	耳鼻科学実習	1~3	8			
	循環器科学セミナー	1~3	12			
	循環器科学実習	1~3	8			
	小児科学セミナー	1~3	12			
	小児科学実習	1~3	8			
	消化器内科学セミナー	1~3	12			
	消化器内科学実習	1~3	8			
	心臓血管外科学セミナー	1~3	12			
	心臓血管外科学実習	1~3	8			
	神経内科学セミナー	1~3	12			
	神経内科学実習	1~3	8			
	腎臓内科学セミナー	1~3	12			
	腎臓内科実習	1~3	8			
	総合診療内科学セミナー	1~3	12			
	総合診療内科学実習	1~3	8			
	内分泌代謝科学セミナー	1~3	12			
	内分泌代謝科学実習	1~3	8			
	脳神経外科学セミナー	1~3	12			
	脳神経外科学実習	1~3	8			
	脳卒中学セミナー	1~3	12			
	脳卒中科学実習	1~3	8			
	皮膚科学セミナー	1~3	12			
	皮膚科学実習	1~3	8			
	病理診断科学セミナー	1~3	12			
	病理診断科学実習	1~3	8			
	放射線科学セミナー	1~3	12			
	放射線科学実習	1~3	8			
	麻酔科学セミナー	1~3	12			
	麻酔科学実習	1~3	8			
	臨床検査科学セミナー	1~3	12			
	臨床検査科学実習	1~3	8			

別表第4

(第7条(1)及び(2)関係)

1単位当たりの授業時間数	
講義	15時間
演習	30時間
実験・実習・実技	45時間

(第7条(3)関係)

【講義、演習、実験、実習及び実技を併用する場合】

$$ax + by + cz = 45\text{時間}$$

この場合の a、b、c、x、y 及び z は次のとおりとする。

a: 1単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間数の45時間を第7条(1)に定める授業時間数で除して得た数値

b: 同じく45時間を同上(1)に定める授業時間数で除して得た数値

c: 同じく45時間を同上(2)に定める授業時間数で除して得た数値

x: 実際に行う講義の授業時間数

y: 実際に行う演習の授業時間数

z: 実際に行う実験、実習または実技の授業時間数

○ 浜松医科大学大学院医学系研究科博士課程長期履修学生規程

制 定 平成 18 年 4 月 13 日規程第 26 号
最終改正 平成 29 年 3 月 6 日規程第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、浜松医科大学学則(平成 16 年規則第 25 号。以下「学則」という。)第 34 条第 3 項の規定に基づき、大学院医学系研究科博士課程(以下「博士課程」という。)において長期にわたって計画的に教育課程を履修する学生(以下「長期履修学生」という。)について必要な事項を定める。

(対象学生)

第 2 条 長期履修を希望することのできる者は、職業を有している等の理由により学則第 34 条第 1 項で定める修業年限(以下「標準修業年限」という。)を超えて、一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修することを希望する者とする。

(長期履修期間)

第 3 条 長期履修の期間は、標準修業年限を含めて 5 年又は 6 年とする。

(申請手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、入学年度の 4 月 15 日(10 月入学者については 10 月 15 日)までに別記様式第 1 号の長期履修申請書により学長に申請しなければならない。

(長期履修期間の変更)

第 5 条 長期履修学生が、許可された履修期間の短縮を希望する場合は、希望する修了予定学期の前学期の末日までに別記様式第 2 号長期履修期間短縮申請書により学長に申請しなければならない。

2 許可された履修期間の変更は、在学中 1 回限りとし、学期単位とする。

(許可)

第 6 条 第 4 条の許可は、学長が行い、博士課程教授会に報告する。

2 前条の許可は、博士課程教授会に諮って、学長が行う。

(特例による課程修了)

第 7 条 長期履修学生については、学則第 44 条第 2 項ただし書きの規定は適用しない。

(授業料の額)

第 8 条 長期履修学生の授業料の年額は、浜松医科大学諸料金規程(平成 16 年規程第 52 号)に定める授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除して算出した額とする。また、10 円未満の端数がある場合はこれを切り上げる。

2 第 5 条の規定により長期履修期間の短縮を認めるときは、当該学生が短縮後に当該期までに支払うべき授業料の総額から既に徴収した授業料の総額を差し引いた額を徴収するものとする。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、博士課程教授会に諮つて学長が定める。

附 則

この規程は平成 18 年 4 月 13 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 8 日規程第 14 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 12 日規程第 23 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 6 日規程第 12 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式 1

長期履修申請書

[別紙参照]

別紙様式 2

長期履修期間変更申請書

[別紙参照]

別紙様式 1

浜松医科大学大学院医学系研究科（博士課程）長期履修申請書

浜松医科大学長 殿

指導教員印	副指導教員印

申請者
専攻 _____
学籍番号 _____
氏名 _____ 印

下記により、長期履修を許可くださるようお願いします。

1. 長期履修を必要とする理由

2. 指導教員の意見

3. 長期履修の期間

年 月 日 ~ 年 月 日
(標準修業年限を含め 5 年又は 6 年間とする)

別紙様式2

浜松医科大学大学院医学系研究科（博士課程）長期履修期間変更申請書

浜松医科大学長 殿

指導教員印	副指導教員印

申 請 者 _____
専 攻 _____
学籍番号 _____
氏 名 _____ 印

下記により、長期履修の期間変更を許可くださるようお願いします。

1. 長期履修の期間変更を必要とする理由

2. 指導教員の意見

3. 当初認定された長期履修期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4. 変更後の長期履修期間

年 月 日 ~ 年 月 日

○浜松医科大学研究生規程

制 定 平成 16 年 4 月 8 日規程第 81 号
最終改正 平成 30 年 2 月 7 日規程第 19 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、浜松医科大学学則(平成 16 年第 25 号)第 63 条の規定に基づき、浜松医科大学(以下「本学」という。)の研究生について定めるものとする。

(種類)

第 2 条 研究生の種類は、次のとおりとする。

- (1) 医学部研究生 次号及び第 3 号に掲げる者を除く。
- (2) 大学院研究生 本学学位規程(平成 16 年規程第 75 号)第 5 条第 2 項(論文博士)による博士の学位取得、本学大学院医学系研究科博士課程(以下「博士課程」という。)又は本学大学院医学系研究科博士後期課程(以下「博士後期課程」という。)への入学を目的とする者
- (3) 大学院継続研究生 本学学位規程(平成 16 年規程第 75 号)第 5 条第 1 項による博士の学位取得を目的とする者

(資格及び許可)

第 3 条 研究生の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 前号の者と同等以上の学力を有すると認めた者
- 2 医学部研究生の入学は、教授会に諮って、学長が許可する。
- 3 大学院研究生の入学は、大学院博士課程教授会に諮って、学長が許可する。
- (入学出願手続)

第 4 条 研究生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を添えて、研究指導の教員を経て学長に願い出るものとする。

- (1) 研究生入学願書(所定様式)
- (2) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (3) 保証書(所定様式)
- (4) 健康診断書(所定様式)
- (5) 在職者は、所属長等の承諾書(所定様式)
- (6) その他本学が必要と認める書類

(入学時期)

第 5 条 研究生の入学時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
(検定料及び入学料)

第 6 条 研究生の検定料及び入学料の額は、別に定める額とし、所定の期日までに納付しなければならない。

(授業料)

第 7 条 研究生の授業料の額は、別に定める額とし、次のとおり納付するものとする。

入学月	4月	7月	10月	1月
納付月(入学が上欄の各月でない場合は、入学の月を納付月とする。)	5月	8月	11月	2月
納付額(右の各月分のうち、在学を予定しない月分は除いた額とする。)	4月・5月・6月分	7月・8月・9月分	10月・11月・12月分	1月・2月・3月分

(既納の授業料等)

第8条 納付した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、学長が、特別な理由があると認めた場合については、この限りではない。

第2章 医学部研究生

(研究期間)

第9条 医学部研究生の研究期間は、原則として1年とする。

2 研究期間が満了しても、なお引き続き研究しようとする者は、研究指導の教員を経て、学長に願い出て許可を受けなければならない。この場合の継続の研究期間は、前項の研究期間を適用するものとする。

(研究の休止)

第10条 医学部研究生が、病気その他の理由により、引き続き2か月以上研究することができない場合は、所定の手続により、学長の許可を得て研究を休止することができる。

(研究指導の教員又は研究事項の変更)

第11条 医学部研究生が特別な事情により研究指導の教員又は研究事項を変更しようとする場合は、研究指導の教員を経て、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第12条 医学部研究生が、研究期間満了前に病気その他の理由により退学しようとする場合は、所定の手続により、学長の許可を受けなければならない。

第13条 医学部研究生に適しないと認めた者は、教授会に諮って、学長がこれを退学させる。

(許可)

第14条 第9条第2項及び第11条までの許可は、教授会に諮って、学長が行う。

第3章 大学院研究生

(研究指導の教員)

第15条 大学院研究生の研究指導の教員は、本学大学院医学系研究科博士課程の研究指導教員とする。

(研究期間)

第16条 大学院研究生の研究期間は、原則として1年とする。

2 研究期間が満了しても、なお引き続き研究しようとする者は、研究指導の教員を経て、学長に願い出て許可を受けなければならない。この場合の延長する研究期間は、前項の研究期間を適用するものとする。

(研究の休止)

第17条 大学院研究生が、病気その他の理由により、引き続き2か月以上研究することができない場合は、所定の手続により、学長の許可を得て研究を休止することができる。

(研究指導の教員又は研究事項の変更)

第18条 大学院研究生が特別な事情により研究指導の教員又は研究事項を変更しようとする場合は、研究指導の教員を経て、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第19条 大学院研究生が、研究期間満了前に病気その他の理由により退学しようとする場合は、所定の手続により、学長の許可を受けなければならない。

第20条 大学院研究生に適しないと認めた者は、大学院博士課程教授会に諮って、学長がこれを退学させる。

(許可)

第21条 第16条第2項及び第18条の許可は、大学院博士課程教授会に諮って、学長が行う。

第4章 大学院継続研究生

(大学院継続研究生)

第22条 第3条から前条までの規定にかかわらず、博士課程又は博士後期課程を単位修得退学した者が、退学した月の翌月の初日から継続して研究生として入学を希望する場合は、大学院継続研究生として入学を許可することがある。

第23条 大学院継続研究生の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 博士課程又は博士後期課程を単位修得退学した者
- (2) 前号の者に準ずると認めた者

2 大学院継続研究生の入学は、大学院博士課程教授会又は光医工学共同専攻協議会に諮って、学長が許可する。

第24条 大学院継続研究生を志願する者は、大学院継続研究生入学願を研究指導の教員を経て、学長に願い出るものとする。

第25条 大学院継続研究生の検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

第26条 大学院継続研究生の研究期間は第16条の規定にかかわらず2年以内とする。ただし、博士の学位を取得した日をもって研究期間を満了する。

2 大学院継続研究生は、第16条及び第17条の規定は適用しない。

第5章 雜則

(規程の改廃)

第27条 この規程の改廃は、教授会、大学院博士課程教授会又は光医工学共同専攻協議会に諮って学長が行う。

(雑則)

第28条 本学の学生に係る規則は、研究生に準用する。

2 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この規程の施行の際、現に浜松医科大学に在学する研究生の在学期間等については、この規程の規定によって履修したものとみなす。

附 則(平成18年4月13日規程第24号)

この規程は、平成18年4月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成24年11月8日規程第31号)

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

2 施行日に在学する研究生については、なお、従前の例による。

附 則(平成25年3月22日規程第44号)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月12日規程第39号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月7日規程第19号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

○浜松医科大学学位規程

制 定 平成 16 年 4 月 8 日規程第 75 号
最終改正 平成 30 年 2 月 7 日規程第 18 号

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条並びに浜松医科大学学則(平成 16 年規則第 25 号。以下「学則」という。)第 33 条及び第 45 条の規定に基づき、浜松医科大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学士の学位には、医学科にあっては医学、看護学科にあっては看護学の名称をそれぞれ付記する。

3 修士の学位には、看護学の名称を付記する。

4 博士の学位には、博士課程にあっては医学、博士後期課程にあっては光医工学の名称をそれぞれ付記する。

(学士の学位の授与要件)

第3条 学士の学位は、本学の医学部を卒業した者に対し授与する。

(修士の学位の授与要件)

第4条 修士の学位は、本学の大学院の修士課程を修了した者に対し授与する。

(博士の学位の授与要件)

第5条 博士の学位は、本学の大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に対し授与する。

2 前項に定めるもののほか博士課程については、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、同課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し博士の学位を授与することがある。

(学位論文の審査の願出)

第6条 修士課程により学位論文の審査を願い出る者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び論文内容要旨を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

2 博士課程により学位論文の審査を願い出る者は、所定の学位論文審査願に論文目録、学位論文、論文内容要旨及び履歴書を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

3 博士後期課程により学位論文の審査を願い出る者は、所定の学位論文審査願に学位論文、論文内容要旨及び論文目録を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

4 前条第 2 項の規定により学位授与を申請する者は、所定の学位申請書に論文目録、学位論文、論文内容要旨、履歴書及び別に定める学位論文審査手数料を添えて、学長あてに提出するものとする。

(学位論文)

第7条 学位論文は、1 編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型、標本等の資料を提出させることがある。

(学位論文、学位論文審査手数料等の返却)

第8条 受理した学位論文、学位論文審査手数料等は、返還しない。

(学位に係る審査の付託)

第9条 学長は、修士課程からの学位論文等を受理した場合は、大学院修士課程教授会(以下「修士課程教授会」という。)に審査を付託する。

2 学長は、博士課程からの学位論文等を受理した場合は、大学院博士課程教授会(以下「博士課程教授会」という。)に審査を付託する。

3 学長は、博士後期課程からの学位論文等を受理した場合には、光医工学共同専攻協議会(以下「協議会」という。)に審査を付託する。

(審査委員会)

- 第10条 修士課程教授会は、審査を付託された学位論文につき、本学の大学院の修士課程担当の教員からなる修士審査委員会を設け、審査を行う。
- 2 博士課程教授会は、審査を付託された学位論文につき、本学の大学院の博士課程担当の教員3人からなる博士審査委員会を設け、審査を行う。ただし、審査委員のうち2人以上は、教授とする。
 - 3 協議会は、審査を付託された学位論文につき、本学大学院医学系研究科光医工学共同専攻及び静岡大学光医工学研究科光医工学共同専攻の教員（教授及び准教授）4人からなる学位審査委員会（以下「博士後期課程審査委員会」という。）を設け、審査を行う。ただし、審査委員のうち3人以上は、教授とする。
 - 4 修士課程教授会、博士課程教授会又は協議会が必要と認めた場合は、本学大学院の他の課程、他の大学院又は研究所等の教員等を該当する審査委員会の委員とすることができます。
 - 5 修士審査委員会は、学位論文の審査のほか、試験を行う。
 - 6 博士審査委員会及び博士後期課程審査委員会は、学位論文の審査のほか、試験及び学力の確認を行う。

(論文審査、試験及び学力の確認)

- 第11条 学位論文の審査は、査読、調査、発表、検討会等により行うものとする。

- 2 試験及び学力の確認は、学位論文の審査終了後に行うものとする。
- 3 学位論文の審査の結果、不合格と判定した場合は、試験及び学力の確認を行わないものとする。
- 4 試験は、学位論文の関連分野について行うものとする。
- 5 博士審査委員会の実施する学力の確認は、2外国語、専攻学術全般及び学位論文の関連分野について、口頭試問及び筆答試問により行うものとする。ただし、博士課程教授会が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 6 博士後期課程審査委員会の実施する試験については、学位論文を中心として、関連分野については口頭試問又は筆答試問により行うものとする。
- 7 博士後期課程審査委員会の実施する学力の確認については、学位論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭試問又は筆答試問により行うものとする。

(審査期間)

- 第12条 博士審査委員会及び博士後期課程審査委員会は、博士の学位論文等を受理した日から1年以内に学位論文の審査、試験又は学力の確認を行うものとする。ただし、特別の事情が生じ、博士課程教授会又は協議会が了承した場合は、その期間をさらに1年以内に限り延長することができる。

(審査及び試験等の報告)

- 第13条 修士審査委員会は、学位論文の審査及び試験の結果について、修士課程教授会に論文審査結果要旨等を提出して報告するものとする。
- 2 博士審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認の結果について、博士課程教授会に論文審査結果要旨等を提出して報告するものとする。
 - 3 博士後期課程審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認の結果について、協議会に報告するものとする。

(学位授与の審査)

- 第14条 修士課程教授会は、前条第1項の報告に基づき、修士の学位を授与すべきか否かを審査するものとする。
- 2 博士課程教授会は、前条第2項の報告に基づき、博士の学位を授与すべきか否かを審査するものとする。
 - 3 協議会は、前条第3項の報告に基づき、博士の学位を授与すべきか否かを審査するものとする。

4 前3項の審査において学位を授与すべきとする場合は、当該教授会又は協議会において、委任状を除く出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位授与)

第15条 学長は、前条の審査を参照して、修士又は博士の学位を授与する。

2 修士又は博士の学位を授与しないと決定した者には、その旨通知する。

(博士論文内容要旨等の公表)

第16条 学長は、博士の学位を授与した日から3月以内に、博士の学位授与に係る論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその博士論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に既に公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、博士課程教授会又は協議会の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、学長はその博士論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第18条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、浜松医科大学の名称を付記するものとする。ただし、光医工学共同専攻に係る学位については、当該光医工学共同専攻を構成する大学名を付記するものとする。

(博士の学位授与の報告)

第19条 学長は、本学において博士の学位を授与したときは、学位規則第12条の規定により、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位授与の取消し)

第20条 学長は、修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、当該教授会又は協議会に諮って、学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 当該教授会又は協議会において、前項の議決をする場合は、第14条第4項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第21条 学位記は、別記様式のとおりとする。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、教授会、修士課程教授会、博士課程教授会又は協議会(以下「教授会」という。)に諮って学長が行う。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、教授会に諮って学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成16年11月11日規程第127号)

この規程は、平成16年11月11日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月9日規程第2号)

この規程は、平成18年2月9日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 13 日規程第 23 号)
この規程は、平成 18 年 4 月 13 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 13 日規程第 4 号)
この規程は、平成 25 年 6 月 13 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 12 日規程第 16 号)
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 7 日規程第 18 号)
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

○浜松医科大学大学院医学系研究科博士学位論文審査実施要項

制 定 平成 28 年 2 月 3 日要項第 3 号
改 正 平成 28 年 7 月 13 日要項第 54 号

この要項は、浜松医科大学学位規程（平成 16 年規程第 75 号。以下「規程」という。）第 23 条の規定に基づき、博士の学位（以下「学位」という。）に係る学位論文審査の実施について必要な事項を定める。

第 1 課程修了による学位論文審査の申請

1 申請者の資格

規程第 5 条第 1 項の規定に基づき学位論文審査の申請をすることができる者は、浜松医科大学大学院医学系研究科博士課程（以下「博士課程」という。）に所定の期間在学し、所定の単位を修得した者で、かつ必要な研究指導を受けた者とする。

2 申請の時期

学位論文審査の申請締切時期は、原則として 9 月修了予定者は 5 月 31 日まで、3 月修了予定者は 11 月 15 日までとし、当該日が休業日に当たるときは、直後の平日とする。ただし、別に定める要件を満たす場合は、この限りでない。

3 申請のための提出書類

学位論文審査を申請する者（以下「学位論文審査申請者」という。）は、次に掲げる書類を指導教員の承認を得て、学務課に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別紙様式 1） 1 部
- (2) 論文目録（別紙様式 2） 1 部
- (3) 主論文 4 部
- (4) 副論文（ある場合） 4 部
- (5) 論文内容要旨（別紙様式 3） 1 部
- (6) 履歴書（別紙様式 4） 1 部
- (7) 学位論文（主論文・副論文）が未掲載の場合は掲載を前提に受理されたことが確認できる書類 1 部
- (8) 学位論文（主論文・副論文）が共著論文である場合は共著者の承諾書（別紙様式 5） 1 部
- (9) 研究業績目録（別紙様式 8） 1 部

第 2 論文提出による学位論文審査の申請

1 申請者の資格

規程第 5 条第 2 項の規定に基づき学位論文審査の申請をすることができる者は、次の各号の一に該当し、かつ医学に関する研究歴を有し、申請時において、本学が行う論文博士外国語試験（以下「外国語試験」という。）に合格して 5 年以内であり、外国語に関する学力の確認（以下「外国語

試験」という。) が得られ、本学の常勤の教員、医員又は研究生等として研究に従事しているものとする。

- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限 6 年の獣医学、薬学を履修する課程を卒業した者で、基礎医学においては 5 年以上、臨床医学においては 6 年以上の研究歴を有する者
 - (2) 前号の課程以外の大学の課程を卒業した者で、7 年以上の研究歴を有する者
 - (3) その他浜松医科大学大学院博士課程教授会(以下「大学院博士課程教授会」という。) が前各号と同等以上と認めた者
- 2 前項各号の研究歴とは、次の各号の一に該当するものとする。
- (1) 大学又は医学に関連のある国公立の研究所、研究施設等の研究機関において常勤の教員又は研究員として研究に従事した期間
 - (2) 大学院を退学した者の場合は、大学院に在学した期間又は専攻科に在学した期間
 - (3) 大学又は医学に関連のある国公立の研究所、研究施設等の研究機関の研究生として研究に従事した期間
 - (4) 大学の医学部附属病院において、診療助教又は医員として研究に従事した期間
 - (5) 本学と民間等共同研究取扱規程等の制度に基づく共同研究において、研究に従事した期間
 - (6) その他大学院博士課程教授会において、医学に関する研究に従事したと認定された期間
- 3 他の研究機関等における研究を論文として提出する場合は、これを紹介論文とし、その申請資格は、前 2 項を参考とし、大学院博士課程教授会で審議する。
- 4 その他 1 項にかかわらず、規程第 5 条第 2 項の規定に基づき学位論文を提出することができる者については、別に定める。
- 5 申請のための提出書類
- 学位論文審査を申請する者は、次に掲げる書類を指導教員又は学位論文を紹介した教員(以下「紹介教員」という。) の承認を得て、学務課に提出する。
- (1) 資格審査願(別紙様式 6) 1 部
 - (2) 学位申請書(別紙様式 7) 1 部
 - (3) 論文目録(別紙様式 2) 1 部
 - (4) 主論文 4 部
 - (5) 副論文(ある場合) 4 部
 - (6) 論文内容要旨(別紙様式 3) 1 部
 - (7) 履歴書(別紙様式 4 の 1) 1 部
 - (8) 研究歴調査書(別紙様式 4 の 2) 1 部
 - (9) 学位論文(主論文・副論文)が未掲載の場合は掲載を前提に受理されたことが確認できる書類 1 部
 - (10) 学位論文(主論文・副論文)が共著論文である場合は共著者の承諾書(別紙様式 5) 1 部
 - (11) 研究業績目録(別紙様式 8) 1 部
 - (12) 大学卒業証明書(本学出身者を除く。) 1 部

- (13) 研究従事証明書 1部
- (14) 写真（3か月以内に撮影したもの） 1枚
- (15) 外国語試験合格通知書の写し

6 学位論文審査手数料

- (1) 学位論文審査手数料は、学位論文受理決定後に学務課に納入するものとする。
- (2) 博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後2年内に学位論文を提出する場合は、学位論文審査手数料を免除することができる。

第3 学位論文

- 1 学位論文は、英文の原著論文とする。
- 2 学位論文が共著の場合は、次に掲げる条件を満たすものとする。
 - (1) 学位論文審査申請者は、筆頭著者であること。
 - (2) 学位論文審査申請者は、他の共著者から当該論文を学位論文として使用しても差し支えない旨の承諾を得ていること。
- 3 学位論文は、大学院博士課程教授会において適當と認める内外の査読付きの学会誌等に掲載（電子媒体による掲載を含む。以下同じ。）された論文又は掲載が予定されている論文とする。
- 4 学位論文は、原則として掲載後5年以内のものとする。
- 5 前項にかかわらず、課程博士にあっては、原則として入学から1年以上経て掲載された論文とする。
- 6 掲載が予定されている学位論文は、雑誌の編集委員会等による掲載を前提に受理されたことが確認できる書類があれば、掲載論文とみなすことができる。
- 7 前項により学位の授与を受けた者は、学位の授与を受けた日から1年内に学術機関リポジトリへ登録し、直ちに別刷等の印刷物1部を学務課に提出しなければならない。

第4 審査

1 資格等審査

学位論文審査申請者の資格等審査は、次に掲げる事項について、浜松医科大学大学院博士課程部会（以下「博士課程部会」という。）が行うものとする。

- (1) 課程修了による学位論文審査申請者
 - ア 在学年数
 - イ 単位修得状況
 - ウ その他
- (2) 論文提出による学位論文審査申請者
 - ア 研究歴
 - イ 外国語試験合格の有効期限
 - ウ その他

2 学位論文の受理

学長は、博士課程部会の資格等審査の報告に基づき、大学院博士課程教授会の議を経た上で学位論文を受理する。

3 審査委員の選出

- (1) 大学院博士課程教授会は、学長から学位論文の審査を付託された場合は、直ちに博士課程部会の推薦により、審査委員 3 名を選出する。
- (2) 他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員とする場合は、前号の審査委員の内数とする。
- (3) 審査委員 3 名のうち 1 名を主査とする。主査は、委員の互選により選出する。
- (4) 指導教員、紹介教員並びに学位論文審査申請者が所属する講座（附属病院診療科・部を含む。）の教員は、審査委員には選出できない。

4 学位論文審査及び専攻分野の試問

- (1) 審査委員は、受理した学位論文を審査するとともに専攻分野の試問を行い、その結果の要旨を（別紙様式 9）により、大学院博士課程教授会に報告するものとする。

（審査基準）

ア 論文審査：学位申請論文が当該分野における学術的意義、新規性、創造性等を有していること。

イ 試験及び学力確認：学位申請者が研究の計画及び遂行能力、研究成果の論理的説明能力、当該分野の関連研究領域及び専門分野全般の知識、倫理的判断能力等を有していること。

- (2) 審査期間中の学位論文は、学務課において閲覧に供するものとする。

5 学位授与の可否の議決

学位授与の可否の議決は、投票により行うものとする。

6 論文提出による学位論文審査申請者の外国語試験については、別に定める。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以降に申請のあった審査から適用する。

附 則(平成 28 年 7 月 13 日要項第 54 号)

- 1 この要項は、平成 28 年 7 月 13 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 2 の 1 項に規定する外国語試験合格の有効期限及び第 2 の 5 項（15）に規定する書類については、平成 29 年春期外国語試験より適用する。
- 3 平成 27 年度以前に外国語試験に合格している者の研究歴の取扱いは、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○浜松医科大学大学院医学系研究科博士学位論文審査実施要項等に関する申合せ

制 定 平成 28 年 7 月 13 日申合せ第 38 号
改 正 平成 30 年 12 月 21 日申合せ第 10 号

- 1 実施要項第 1 の 2 項のただし書きに関しては、次のとおり取り扱う。
 - (1) 申請の時期までに学位申請できずに単位修得退学をする場合、大学院継続研究生として入学のうえ学位申請を行うことができる。
 - (2) 大学院継続研究生について、学位論文審査の申請締切時期までに掲載予定証明書が得られた場合又は公表された場合に限り、大学院博士課程教授会の議を経て学位論文を受理する。
 - (3) 学位授与の日は、論文審査委員会の審査を経て、大学院博士課程教授会において学位授与が可とされたときは、その翌日をもって学位記授与の日付とする。
- 2 前項第 2 号に定める時期までに学位申請ができなかった場合は、実施要項第 2 の 4 項に規定する論文提出による学位論文審査の申請として取り扱う。この場合、論文博士外国語試験は免除する。
- 3 実施要項第 2 の 1 項「本学が行う論文博士外国語試験」に関して、次のとおり取り扱う。
 - (1) 浜松医科大学学位規程第 5 条第 2 項（論文博士）に該当する者で同規程第 11 条第 2 項に規定する「学力の確認」のうち、外国語については、同条同項にかかわらず、当分の間事前に行う。
 - ア 試験の実施
学力確認のための試験は、原則として秋期の 1 回とし、大学院医学系研究科（博士課程）入学試験と併せて実施する。なお、大学院医学系研究科（博士課程）入学試験において追加の募集を行う場合は、春期の試験を入学試験と併せて実施する。実施日及び受験申請期日については、大学院博士課程教授会の議を経て学長が定める。
 - イ 受験資格
2 年以内に論文を提出し学位の申請資格を得る予定の者に限る。
なお、受験資格の確認は、博士課程部会が行う。
 - ウ 学力の確認方法
英語及び専門英語について筆記試験を行い、この試験に合格することをもって学力の確認が得られたものとする。ただし、外国人留学生にあっては、口述試験に合格することをもって学力の確認が得られたものとする。
 - エ 合格発表
合格者は、大学院博士課程教授会の議を経て学長が決定し、別に定める期日に発表する。
 - オ その他
この試験の実施にあたり疑義が生じた場合は、大学院博士課程教授会の議を経て学長が定める。
 - 4 実施要項第 2 の 5 項に規定する「指導教員」及び「学位論文を紹介した教員（以下「紹介教員」という。）」に関して、次のとおり取り扱う。
 - (1) 指導教員とは、申請時又は過去に学位論文審査申請者を指導した教員をいう。

- (2) 紹介教員とは、本学に過去において何ら身分を有することのない者が学位論文を提出しようとする場合、この者を紹介した教員をいう。なお、紹介教員は申請者との関係及び本学で学位論文審査を必要とする理由書を提出し、博士課程部会の承認を得なければならない。
- (3) 指導教員が申請時に退職又は休職等している場合は、当該教員の職務を引き継いた教員が指導教員となる。
- なお、引き継ぐべき教員が未決定の場合は、学長、理事又は副学長がこれを代行する。
- この場合、学長、理事又は副学長は、研究指導の一部を大学院授業担当の資格を有する教員（准教授・講師）に委任することができる。この代行及び委任は、引き継ぐべき教員が決定した場合は、解除される。
- (4) 1号及び2号の教員は、研究指導の資格を有する教員とする。
- 5 実施要項第3の3項に規定する学位論文は、課程修了による学位論文審査の場合で、外国人留学生でやむを得ない場合に限り、博士課程部会の承認を得て投稿した論文をもって学位申請を行うことができる。ただし、大学院継続研究生の研究期間内に掲載予定証明書が得られない場合は、当該申請は取り消すものとする。
- 6 論文提出による学位申請に係る「浜松医科大学学位申請書類の記載要領」で規定する「研究歴調査書（様式4の2）の指導者」については、大学の教員の場合は、大学院博士課程の授業が担当できる講師までとする。
- なお、准教授又は講師を指導者として掲げるときは、教授と連名とする。
- また、他の研究機関等における研究の場合、指導者は博士の学位を有する者とし、博士の学位を有しない者の指導を受けた場合は、研究機関の長など責任のある者と連名とする。
- 研究歴の証明について、指導者が退職又は休職等で在職証明しか得られない場合は、申請者が在職していたときの指導者名を記入する。この場合、在職期間が研究歴調査書に記載されている研究期間と合致していればよいものとする。
- 7 実施要項第1の3項（8）及び第2の5項（10）に規定する承諾書について、共著者が死亡した等の理由により、今後当該共著論文が別の学位論文に使用される可能性がないことが明らかな場合は、その旨を記載した理由書を提出することにより、該当する共著者からの承諾書を得る必要はない。
- なお、上記理由書は申請者本人が作成し、申請者本人及び研究指導教員が署名捺印の上、提出するものとする。

附 則

この申合せは、平成28年7月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成28年10月12日申合せ第42号)

この申合せは、平成28年10月12日から施行する。

附 則(平成30年12月21日申合せ第10号)

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。

○浜松医科大学大学院学生懲戒規程

制 定 平成 27 年 3 月 12 日規程第 38 号
最終改正 平成 30 年 2 月 7 日規程第 20 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、浜松医科大学学則(平成 16 年規則第 25 号。以下「学則」という。)第 70 条第 1 項の規定に基づき、大学院学生(研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生を含む。以下「学生」という。)の懲戒処分に関して、必要な事項を定めるものとする。
(基本的事項)

第 2 条 学生の懲戒は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 11 条及び同法施行規則(昭和 22 年省令第 11 号)第 26 条第 2 項に基づき、浜松医科大学(以下「本学」という。)の学長が、教育上の権限により一定の事由の発生を要件として、学生に対して一定の不利益を与える処分であり、懲戒に関する法理に従うとともに、教育的配慮に基づいて行うものでなければならない。

- 2 懲戒は、懲戒対象行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行われなければならない。
- 3 学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめなければならず、事前に学生に通知するとともに、原則として口頭による意見陳述の機会を与えなければならない。
(懲戒の種類と定義)

第 3 条 懲戒は、学則第 70 条第 2 項の規定に基づく訓告、停学及び退学とし、当該用語の意義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 訓告 学生の行為について戒め諭すことをいう。
- (2) 停学 一定期間登校を禁止することをいう。
- (3) 退学 学生の身分を剥奪することをいう。
(訓告)

第 4 条 訓告は、学長が本学の教育的意思表示を文書をもって被処分者に与えることである。

(停学)

第 5 条 停学は、無期停学又は有期停学とし、この間の登校は認めない。

- 2 無期停学の期間は、6 か月以上、有期停学の期間は、6 か月未満とする。
- 3 停学の期間が 2 か月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。
- 4 無期停学は、6 か月を経過した後でなければ、解除することができない。
(退学)

第 6 条 退学は、次のいずれかに該当する学生に対して行い、再入学は認めない。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
(自宅謹慎)

第 7 条 学長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に自宅謹慎を命じることができる。この場合において、自宅謹慎の期間は、2 か月を超えないものとする。

- 2 自宅謹慎期間中は、登校を停止し、サークル活動等への参加、図書館等の大学施設の利用も停止するものとする。
- 3 自宅謹慎の期間は、停学期間に算入することができる。
(懲戒手続)

第8条 部会長(大学院博士課程にあっては、大学院博士課程部会長を、大学院修士課程にあっては、大学院修士課程部会長を、大学院博士後期課程にあっては、光医工学共同専攻運営委員会委員長をいう。以下同じ。)が懲戒対象行為の報告を受けたときは、速やかに事実確認を行い、事実認定及び懲戒処分の内容若しくは自宅謹慎の必要性について、部会(大学院博士課程にあっては、大学院博士課程部会を、大学院修士課程にあっては、大学院修士課程部会を、大学院博士後期課程にあっては、光医工学共同専攻運営委員会をいう。以下同じ。)に諮って、速やかに学長に届け出るものとする。

- 2 懲戒対象行為に係る事実認定及び懲戒処分の内容の認定判断は、部会の責任において行うものとする。ただし、定期試験等における不正行為については、授業担当教員等の届出に基づき、当該学生及び当該教員等同席の上で事実調査を行うものとする。ただし、定期試験等における不正行為については、授業担当教員等の届出に基づき、当該学生及び当該教員等同席の上で事実調査を行うものとする。

(懲戒処分の決定)

第9条 学長は、部会長からの届出事項を教授会(大学院博士課程にあっては、大学院博士課程教授会を、大学院修士課程にあっては、大学院修士課程教授会を、大学院博士後期課程にあっては、光医工学共同専攻協議会をいう。以下同じ。)に諮って、懲戒処分を決定する。ただし、処分の決定に際し、社会奉仕活動等の実施を付加することができるものとする。

(懲戒処分の通知及び発効日)

第10条 懲戒処分の通知は、文書により、学長が本人に対して行うものとする。

- 2 懲戒処分の発効日は、本人に対して懲戒処分の通知を行った日とする。

(告示)

第11条 懲戒処分を行った場合は、学内に告示する。

(懲戒に関する記録の保存と開示)

第12条 学長は、懲戒の原因たる事実並びに決定された処分の内容及び理由を記載した文書を保存しなければならない。

- 2 学長は、被処分者から請求があった場合には、当該文書を開示することができる。

(不服申立)

第13条 被処分者は、懲戒処分の内容に不服があるときは、その理由を付して学長に対して不服申立を行うことができる。

- 2 前項の不服申立は、懲戒処分の通知後、速やかに行うものとする。

- 3 学長は、前項の不服申立があったときは、学長が指名する者をもって構成する審査委員会を速やかに設置するものとする。

(懲戒処分の解除)

第14条 部会長は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び研究意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適當であると思われるときは、部会に諮って、学長に対し、その処分の解除を申請することができる。

- 2 学長は、処分解除の申請を受けたときは、教授会に諮って、無期停学の解除を決定する。

- 3 無期停学の解除の通知は、文書により、学長が本人に対して行うものとする。

(懲戒処分と自主休学又は自主退学)

第15条 学長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主休学又は自主退学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

第2章 懲戒行為と懲戒

(定期試験等における不正行為)

第16条 定期試験等における身代わり受験等の悪質な行為に対する懲戒処分は、退学とする。

- 2 定期試験等におけるカンニング等の不正行為に対する懲戒処分は、停学とする。

- 3 定期試験等において、監督者の注意又は指示に従わない行為に対する懲戒処分は、訓告とする。
- 4 前3項の懲戒処分を受けた被処分者は、当該学期の履修登録単位をすべて無効とする。
(研究活動における不正行為)

第17条 国立大学法人浜松医科大学研究公正規程(平成26年規程第21号)第2条に規定する研究活動

における不正行為(捏造、改ざん、盗用等)に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(交通事件に関する行為)

- 第18条 飲酒運転、無免許運転又は大幅な制限速度違反(刑法(明治40年法律第45号)第208条の2
(危険運転致死傷)に規定する進行を制御することが困難な高速度)等悪質な運転により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた人身事故に対する懲戒処分は、退学とする。

- 2 悪質なひき逃げ等に対する懲戒処分は、退学とする。
- 3 その他の交通事件(構内におけるいわゆる暴走行為又は悪質な駐車違反を含む。)に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(薬物犯罪に関する行為)

- 第19条 薬物犯罪(大麻、麻薬、あへん、覚せい剤等の薬物の所持、使用、売買又はその仲介等)に対する懲戒処分は、無期停学又は退学とする。

(ストーカー犯罪に関する行為)

- 第20条 悪質なストーカー犯罪(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下この条において「法」という。)第2条に規定するつきまとい等の行為)に対する懲戒処分は、無期停学又は退学とする。

- 2 その他のストーカー犯罪(法第3条に規定するつきまとい等をして不安を覚えさせるなどの行為)に対する懲戒処分は、訓告又は停学とする。

(わいせつ行為)

- 第21条 わいせつ行為(痴漢、のぞき、強制わいせつ、青少年保護条例等違反、盗撮(隠し撮り等))に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(ハラスメント行為)

- 第22条 セクシュアル・ハラスメント又はその他のハラスメントに対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(情報機器等の不正使用行為)

- 第23条 コンピュータ又はネットワークの悪質な不正使用(成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等)に対する懲戒処分は、無期停学又は退学とする。

- 2 その他のコンピュータ又はネットワークの不正使用(著作権、特許権等の知的財産権の侵害等)に対する懲戒処分は、訓告又は停学とする。

(個人情報等の守秘義務違反行為)

- 第24条 学生が研究活動・教育実習等において知り得た患者等の個人情報等の守秘義務違反行為(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する個人情報の不正取得、漏えい、目的外利用等の行為)に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(学内での非違行為)

- 第25条 本学の知的財産(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第1項に規定する知的財産)を喪失させる行為(知的財産を無断で提供し、公表し、又は指定された場所から移動する行為、共同研究の遂行又は知的財産の確保を目的とする秘密保持契約に違反する行為、知的財産として保護対象に指定された情報を漏えいする行為等)に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

- 2 本学の教育、研究、診療又は管理運営を著しく妨げる暴力行為に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

- 3 本学が管理する建物等への不正侵入又は不正使用若しくは占拠に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。
- 4 本学が管理する建物等への破壊、汚損、不法改築等に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。
- 5 本学関係者に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(その他の刑事事件に関する行為)

第 26 条 第 18 条から第 25 条に規定する行為以外の刑事事件のうち、凶悪犯罪(殺人、強盗、強姦、放火等)に対する懲戒処分は、退学とする。

- 2 その他の刑事事件(傷害、窃盗等)に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(懲戒対象行為以外の学生としてあるまじき行為)

第 27 条 部会長は、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があった者は、必要に応じて適切な指導を行わなければならない。

第 3 章 雜則

(規程の改廃)

第 28 条 この規程の改廃は、教授会に諮って学長が行う。

(雑則)

第 29 条 この規程に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 7 日規程第 20 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

浜松医科大学大学院生における成績評価の質問・申立て等に関する申合せ

平成 26 年 12 月 11 日申合せ第 2 号

大学院生における成績評価に関する質問・申立て等について、次のとおり定める。

- 1) 大学院生は、成績評価に関する質問がある場合、授業毎に「成績評価に関する質問書」(別紙様式1)を作成し、成績公表から学務課が指定する日までに、学務課大学院係窓口に書面で提出する。
- 2) 学務課大学院係は、「成績評価に関する質問書」を部会長へ速やかに送付する。
- 3) 部会長は、大学院生から提出された質問内容を検討し、授業担当教員に照会する。
- 4) 授業担当教員は、照会された日から原則1週間以内に成績評価の理由・根拠を部会長に文書により回答する。
- 5) 部会長は、その回答を大学院生に通知する。
- 6) 大学院生は、回答された評価理由に納得できない場合、「成績評価に関する申立て書」(別紙様式2)に納得できない理由・根拠を記入して速やかに学務課大学院係窓口に書面で提出する。
- 7) 学務課大学院係は、「成績評価に関する申立て書」を部会長へ速やかに送付する。
- 8) 部会長は、「成績評価に関する申立て書」が提出された場合、申立て内容の正当性の有無を確認のうえ、大学院生及び授業担当教員と個別に必要な対応を講じる。この内容について、部会及び教授会に報告をする。
- 9) この申合せに基づき、成績の訂正の必要が生じた場合は、部会、教授会の議を経て学長が承認するものとする。
- 10) 授業担当教員は、大学院生からの成績評価に関する質問等に対応できるよう、答案用紙及び大学院生から提出されたレポート、出席状況、実習における口頭試問の結果等、成績評価にあたって使用したすべての資料を単位認定後1年間、保管しておくものとする。

大学院生における成績評価に関する質問書

受付日	
-----	--

学籍番号		氏名	印
------	--	----	---

下記について、質問いたします。

記

授業科目名			
担当教員名		通知された成績評価	

質問事項（詳細に記入する）：

回 答（成績評価の理由・根拠）：

年 月 日 担当教員：

印

大学院生における成績評価に関する申立て書

年 月 日

浜松医科大学長 殿

学籍番号		氏名	印
------	--	----	---

年 月 日付で回答された成績評価の理由について、下記のとおり申し立てます。
記

授業科目名			
担当教員名		通知された成績評価	

納得できない理由・根拠（詳細に記入する）：

授業実施計画

履修例

〔履修例1〕研究者コース

先端基礎医学特論	2 単位
蛋白質研究法	2 単位
P E T 学	2 単位
実験機器の機能と使用法	2 単位
神経生理学	2 単位
神経生理学セミナーA	6 単位
神経生理学セミナーB	6 単位
神経生理学実習	8 単位
	3 0 単位

〔履修例2〕臨床研究者コース

先端医学特論 I	2 単位
先端医学特論 III	2 単位
医療倫理学	2 単位
遺伝子医療と再生医療	2 単位
プレゼンテーション技法	2 単位
薬理学セミナーA	6 単位
臨床薬理学セミナーB	6 単位
臨床薬理学実習	8 単位
	3 0 単位

〔履修例3〕臨床研究者コース（両聖隸病院所属）

先端医学特論 I	2 単位
先端医学特論 III	2 単位
医療倫理学	2 単位
遺伝子医療と再生医療	2 単位
プレゼンテーション技法	2 単位
総合診療内科学セミナー	1 2 単位
総合診療内科学実習	8 単位
	3 0 単位

2019年度大学院授業実施計画

番号	授業科目名	授業実施方法等	単位数	担当教員	備考
1-1	共通科目	細胞内シグナル伝達学	集中授業1週間、講義、演習	2	前田達哉 他
1-2		光医学実験講習	〃	2	蓑島伸生 他
1-3		遺伝子実験法	〃	2	〃
1-4		蛋白質研究法	〃	2	北川雅敏 他
1-5		次世代シークエンス解析法	〃	2	才津浩智
1-6		行動神経科学	〃	2	田中悟志
1-7		バイオエレクトロニクス・バイオセンシング特論	〃	2	三浦康弘
1-8		有機化合物の分離と同定	〃	2	藤本忠藏 他
1-9		医学統計学	〃	2	古屋 淳
1-10		疫学方法論	2019年度は開講しない	2	尾島俊之 他
1-11		動物実験の技法	2019年度は開講しない	2	予定教員
1-12		実験機器の機能と使用法	集中授業1週間、講義、演習	2	内田千晴
1-13		先端基礎医学特論	講義15回（水曜日17時30分～19時）	2	蓑島伸生 他
1-14		先端医学特論Ⅰ	講義等15回（金曜日17時30分～19時）	2	前川裕一郎 他
1-15		先端医学特論Ⅱ	2019年度は開講しない	2	予定教員
1-16		先端医学特論Ⅲ	講義等15回（火曜日17時30分～19時）	2	山田康秀 他
1-17		医療倫理学	講義10回（月曜日17時30分～20時）	2	大磯義一郎 他
1-18		遺伝子医療と再生医療	講義10回（水曜日17時30分～20時）	2	堀田喜裕 他
1-19		研究の進め方と論文作成法	演習60時間	2	各指導教員
1-20		プレゼンテーション技法	演習60時間	2	各指導教員
		感染症診療と感染対策	15時間以上のセミナー方式の授業	2	前川真人 他

※集中授業の半数以上、先端基礎医学特論、先端医学特論Ⅰ及び先端医学特論Ⅲは前期実施

※集中授業の一部、医療倫理学及び遺伝子医療と再生医療は後期実施

研究者コースの
者は*印
(次ページ以降
に記載)
の科目を含め
4科目必修

研究者コース
必修

臨床研究者
コース
2科目必修

臨床研究者
コース
必修

自由選択

2019年度大学院授業実施計画

番号	授業科目名		授業実施方法等	単位数	担当教員	備考
2-1	光門共通先端	神経生理学	集中授業1週間、講義、演習	2	福田敦夫 他	*
2-2		循環生理学	〃	2	浦野哲盟 他	*
2-3		ウイルス感染病理学	〃	2	岩下寿秀 他	*
2-4		薬理学	〃	2	梅村和夫 他	*
2-5		P E T学	15時間以上の講義・演習	2	間賀田泰寛 他	*
2-6		顕微鏡学・質量分析学	15時間以上の講義・演習	2	瀬藤光利 他	*
2-7	医学部研究分野	薬理学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	梅村和夫 他	
2-8		薬理学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃	
		薬理学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃	
2-9		分子イメージングセミナーA	セミナ一年間180時間	6	間賀田泰寛 他	
		分子イメージングセミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃	
		分子イメージング実習	実習年間120時間×3年間	8	〃	
2-10	理学部	放射線医学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	予定教員 他	
		放射線医学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃	
		放射線医学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃	
2-11		臨床薬理学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	予定教員 他	
		臨床薬理学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃	
		臨床薬理学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃	
2-12	分野	医療化学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	藤本忠藏 他	
		医療化学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃	
		医療化学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃	
2-13		薬剤学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	川上純一 他	
		薬剤学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃	
		薬剤学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃	
2-14		皮膚科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	戸倉新樹 他	
		皮膚科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃	
		皮膚科学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃	
		眼科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	堀田喜裕 他	
		眼科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃	
		眼科学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃	

2019年度大学院授業実施計画

番号	授業科目名		授業実施方法等	単位数	担当教員	備考	
2-15	光治療先端環境部門	上部消化管外科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	竹内裕也 他		
		上部消化管外科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃		
		上部消化管外科学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		
		下部消化管外科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	〃		
		下部消化管外科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃		
		下部消化管外科学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		
		肝・胆・膵外科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	〃		
		肝・胆・膵外科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃		
		肝・胆・膵外科学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		
		血管外科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	〃		
		血管外科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃		
		血管外科学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		
2-16	医学生	歯科口腔外科セミナーA	セミナ一年間180時間	6	加藤文度 他		
		歯科口腔外科セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃		
		歯科口腔外科実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		
2-17	研究部門	循環器内科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	前川裕一郎 他		
		循環器内科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃		
		循環器内科学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		
		血液内科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	〃		
		血液内科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃		
		血液内科学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		
		免疫・リウマチ内科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	〃		
		免疫・リウマチ内科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃		
		免疫・リウマチ内科学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		
		光イメージング医学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	予定教員 他		
		光イメージング医学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃		
		光イメージング実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		
2-18	分野	光機能イメージング部門	光ゲノム医学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	蓑島伸生 他	
			光ゲノム医学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃	
			光ゲノム医学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃	
2-19	分野		血液循環生理学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	浦野哲盟 他	
			血液循環生理学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃	
			血液循環生理学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃	
2-20	分野		生体医用光学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	星 詳子 他	
			生体医用光学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃	
			生体医用光学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃	
2-21	分野		生体医用光学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	星 詳子 他	
			生体医用光学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃	
			生体医用光学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃	

2019年度大学院授業実施計画

番号	授業科目名		授業実施方法等	単位数	担当教員	備考		
2-22	光先端医学研究分野	光機能イメージング部門	神経生理学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	福田敦夫 他		
			神経生理学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃		
			神経生理学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		
2-23			幹細胞病理学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	岩下寿秀 他		
			幹細胞病理学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃		
			幹細胞病理学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		
2-24			脳機能イメージングセミナーA	セミナ一年間180時間	6	尾内康臣 他		
			脳機能イメージングセミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃		
			脳機能イメージング実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		
2-25			細胞生物学セミナー	セミナ一年間180時間	6	瀬藤光利 他		
			システム分子解剖学セミナー	セミナ一年間180時間	6	〃		
			細胞生物学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		
3-1	高次機能医学研究分野	共通	神経解剖学	集中授業1週間、講義、演習	2	佐藤康二 他		
3-2			神経解剖学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	佐藤康二 他		
3-3		脳機能解析部門	神経解剖学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃		
3-4			神経解剖学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		
3-5			行動神経科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	予定教員 他		
3-6			行動神経科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃		
3-7			行動神経科学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		
3-8		感覚運動調節部門	精神医学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	山末英典 他		
3-9			精神医学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃		
3-10			精神医学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		
3-11			脳神経外科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	難波宏樹 他		
3-12			脳神経外科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃		
3-13			脳神経外科学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		
3-14			整形外科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	松山幸弘 他		
3-15			整形外科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃		
3-16			整形外科学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		
3-17			麻酔蘇生科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	中島芳樹 他		
3-18			麻酔蘇生科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃		
3-19			麻酔蘇生科学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		
3-20			耳鼻咽喉科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	峯田周幸 他		
3-21			耳鼻咽喉科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	〃		
3-22			耳鼻咽喉科学実習	実習年間120時間×3年間	8	〃		

2019年度大学院授業実施計画

番号	授業科目名		授業実施方法等	単位数	担当教員	備考
4-1	分子腫瘍部門	腫瘍学	集中授業1週間、講義、演習	2	楣村春彦 他	*
4-2		分子細胞生物化学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	北川雅敏 他	
		分子細胞生物化学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	"	
		分子細胞生物化学実習	実習年間120時間×3年間	8	"	
4-3		腫瘍病理学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	楣村春彦 他	
		腫瘍病理学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	"	
		腫瘍病理学実習	実習年間120時間×3年間	8	"	
4-4		臨床腫瘍学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	山田康秀 他	
		臨床腫瘍学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	"	
		臨床腫瘍学実習	実習年間120時間×3年間	8	"	
4-5		放射線腫瘍学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	中村和正 他	
		放射線腫瘍学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	"	
		放射線腫瘍学実習	実習年間120時間×3年間	8	"	
4-6	病態医学研究分野	分子医科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	才津浩智 他	
		分子医科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	"	
		分子医科学実習	実習年間120時間×3年間	8	"	
4-7		代謝シグナリング学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	前田達哉 他	
		代謝シグナリング学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	"	
		代謝シグナリング学実習	実習年間120時間×3年間	8	"	
4-8		産婦人科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	伊東宏晃 他	
		産婦人科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	"	
		産婦人科学実習	実習年間120時間×3年間	8	"	
4-9		小児科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	緒方 勤 他	
		小児科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	"	
		小児科学実習	実習年間120時間×3年間	8	"	
4-10	器官病態部門	消化器内科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	宮嶋裕明 他	
		消化器内科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	"	
		消化器内科学実習	実習年間120時間×3年間	8	"	
		腎臓内科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	"	
		腎臓内科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	"	
		腎臓内科学実習	実習年間120時間×3年間	8	"	
		神経内科学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	"	
		神経内科学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	"	
		神経内科学実習	実習年間120時間×3年間	8	"	

2019年度大学院授業実施計画

番号	授業科目名	授業実施方法等	単位数	担当教員	備考
4-11	内分泌・代謝内科学セミナーA	セミナー一年間180時間	6	須田隆文 他	
		セミナー一年間180時間	6	"	
		実習年間120時間×3年間	8	"	
		セミナー一年間180時間	6	"	
		セミナー一年間180時間	6	"	
		実習年間120時間×3年間	8	"	
		セミナー一年間180時間	6	"	
		セミナー一年間180時間	6	"	
		実習年間120時間×3年間	8	"	
		セミナー一年間180時間	6	椎谷紀彦 他	
		セミナー一年間180時間	6	"	
		実習年間120時間×3年間	8	"	
		セミナー一年間180時間	6	"	
		セミナー一年間180時間	6	"	
		実習年間120時間×3年間	8	"	
4-12	心臓血管外科学セミナーA	セミナー一年間180時間	6	椎谷紀彦 他	
		セミナー一年間180時間	6	"	
		実習年間120時間×3年間	8	"	
		セミナー一年間180時間	6	"	
		セミナー一年間180時間	6	"	
		実習年間120時間×3年間	8	"	
		セミナー一年間180時間	6	"	
		セミナー一年間180時間	6	"	
		実習年間120時間×3年間	8	"	
		セミナー一年間180時間	6	"	
		セミナー一年間180時間	6	"	
		実習年間120時間×3年間	8	"	
		セミナー一年間180時間	6	"	
		セミナー一年間180時間	6	"	
4-13	泌尿器科学セミナーA	セミナー一年間180時間	6	三宅秀明 他	
		セミナー一年間180時間	6	"	
		実習年間120時間×3年間	8	"	

2019年度大学院授業実施計画

番号	授業科目名		授業実施方法等	単位数	担当教員	備考
5-1	共通	感染制御学	集中授業1週間、講義、演習	2	堀井俊伸 他	*
5-2		医療事故、医療過誤	"	2	大磯義一郎	*
5-3	感染免疫部門	感染制御学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	堀井俊伸 他	
		感染制御学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	"	
		感染制御学実習	実習年間120時間×3年間	8	"	
5-4		感染機構解析セミナーA	セミナ一年間180時間	6	鈴木哲朗 他	
		感染機構解析セミナーB	セミナ一年間180時間	6	"	
		感染機構解析実習	実習年間120時間×3年間	8	"	
5-5	予防・防御医学研究分野	臨床検査医学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	前川真人 他	
		臨床検査医学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	"	
		臨床検査医学実習	実習年間120時間×3年間	8	"	
5-6		健康社会医学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	尾島俊之 他	
		健康社会医学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	"	
		健康社会医学実習	実習年間120時間×3年間	8	"	
5-8	危機管理情報医学部門	救急医学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	吉野篤人 他	
		救急医学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	"	
		救急医学実習	実習年間120時間×3年間	8	"	
5-9		法医学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	渡部加奈子 他	
		法医学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	"	
		法医学実習	実習年間120時間×3年間	8	"	
5-10		医療情報学セミナーA	セミナ一年間180時間	6	木村通男 他	
		医療情報学セミナーB	セミナ一年間180時間	6	"	
		医療情報学実習	実習年間120時間×3年間	8	"	

大学院共通科目実施日程

開講時期	番号	授業科目名	単位数	科目責任者
5月13日（月）～5月17日（金）	2-2	循環生理学	2	浦野 哲盟
5月20日（月）～5月24日（金）	5-2	医療事故、医療過誤	2	大磯 義一郎
5月27日（月）～5月31日（金）	1-3	遺伝子実験法	2	蓑島 伸生
6月 3日（月）～6月 7日（金）	2-3	ウイルス感染病理学	2	岩下 寿秀
6月10日（月）～6月14日（金）	4-1	腫瘍学	2	相村 春彦
6月17日（月）～6月21日（金） ※その他 ・オムニバス講義	2-5	PET学	2	間賀田 泰寛
6月24日（月）～6月28日（金）	1-5	次世代シークエンス解析法	2	才津 浩智
7月 1日（月）～7月 5日（金）	1-4	蛋白質研究法	2	北川 雅敏
7月 8日（月）～7月12日（金）	1-12	実験機器の機能と使用法	2	内田 千晴
7月22日（月）～7月26日（金）	5-1	感染制御学	2	堀井 俊伸
8月最終週を予定 ※両科目を履修したい場合は年度をずらして履修すること	1-2	光医学実験講習	2	蓑島 伸生
	2-1	神経生理学	2	福田 敦夫
9月 2日（月）～9月 6日（金）	1-6	行動神経科学	2	田中 悟志
9月 9日（月）～9月13日（金）	3-1	神経解剖学	2	佐藤 康二
9月17日（火）～9月20日（金）	2-4	薬理学	2	梅村 和夫
9月24日（火）～9月27日（金） ※その他 ・国際マスイメージングセンター 機器利用説明会 ・外部講師による講義（不定期）	2-6	顕微鏡学・質量分析学	2	瀬藤 光利
10月 7日（月）～10月11日（金）	1-7	バイオエレクトロニクス・ バイオセンシング特論	2	三浦 康弘
10月28日（金）～11月 1日（金）	1-1	細胞内シグナル伝達学	2	前田 達哉
11月11日（月）～11月15日（金）	1-9	医学統計学	2	古屋 淳
5月より毎週水曜日に開講予定	1-20	感染症診療と感染対策	2	前川 真人
6月～7月で受講生の都合の良い日	1-8	有機化合物の分離と同定	2	藤本 忠藏

前期 水曜日 17:30～19:00	1-13	先端基礎医学特論	2	蓑島 伸生
前期 金曜日 17:30～19:00	1-14	先端医学特論 I	2	前川 裕一郎
前期 火曜日 17:30～19:00	1-15	先端医学特論 III	2	山田 康秀
後期 月曜日 17:30～20:00	1-16	医療倫理学	2	大磯 義一郎
後期 水曜日 17:30～20:00	1-17	遺伝子医療と再生医療	2	堀田 喜裕

大学院博士課程授業計画

社会福祉事業団 聖隸福祉事業団 総合病院 聖隸浜松病院

副指導教員一覧

(聖隸浜松病院)

病院	氏名	診療科等
聖 隸 浜 松 病 院	渡邊 卓哉	総合診療内科
	中村 秀範	呼吸器内科
	細田 佳佐	消化器内科
	三崎 太郎	腎臓内科
	柏原 裕美子	内分泌内科
	内山 剛	神経内科
	岡 俊明	循環器科
	小出 昌秋	心臓血管外科
	吉田 雅行	乳腺科
	村越 育	産婦人科
	松林 正	小児科
	田中 篤太郎	脳神経外科
	山本 貴道	院長補佐
	岡西 徹	小児神経科
	増井 孝之	放射線科・院長補佐
	片山 元之	IVR科
	大月 寛郎	病理診断科
	井上 善也	骨軟部腫瘍外科

2019年度大学院授業実施計画

授業科目名	授業実施方法等	単位数	備考
総合診療内科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	その他(A)については、聖隸浜松病院所属の副指導教員を置く場合に履修する。
総合診療内科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
呼吸器内科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
呼吸器内科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
消化器内科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
消化器内科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
膠原病学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
膠原病学実習	実習年間120時間×3年間	8	
腎臓内科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
腎臓内科実習	実習年間120時間×3年間	8	
内分泌代謝学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
内分泌代謝学実習	実習年間120時間×3年間	8	
脳卒中学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
脳卒中学実習	実習年間120時間×3年間	8	
神経内科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
神経内科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
循環器内科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
循環器内科実習	実習年間120時間×3年間	8	
心臓血管外科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
心臓血管外科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
外科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
外科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
産婦人科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
産婦人科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
小児科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
小児科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
小児循環器科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
小児循環器科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
新生児科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
新生児科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
脳神経外科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
脳神経外科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
てんかん学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
てんかん学実習	実習年間120時間×3年間	8	
リハビリテーション医学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
リハビリテーション医学実習	実習年間120時間×3年間	8	
泌尿器科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
泌尿器科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
放射線画像診断学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
放射線画像診断学実習	実習年間120時間×3年間	8	
病理診断学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
病理診断学実習	実習年間120時間×3年間	8	
臨床検査医学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
臨床検査医学実習	実習年間120時間×3年間	8	
小児神経科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
小児神経科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
整形外科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
整形外科学実習	実習年間120時間×3年間	8	

その他
(A)

大学院博士課程授業計画

社会福祉事業団 聖隸福祉事業団 総合病院 聖隸三方原病院

副指導教員一覧

(聖隸三方原病院)

病院	氏名	診療科等
聖隸三方原病院	横村光司	呼吸器内科
	荒井元美	神経内科
	岩渕昌康	内分泌代謝科
	木部哲也	副院長(小兒科)
	小川博	病理診断科
	松島秀樹	腎臓内科
	藤田博文	副院長(消化器外科)
	白濱茂穂	院長補佐(皮膚科)

2019年度大学院授業実施計画

授業科目名	授業実施方法等	単位数	備考
ホスピス科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	その他(B)については、聖隸三方原病院所属の副指導教員を置く場合に履修する。
ホスピス科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
リハビリテーション科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
リハビリテーション科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
外科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
外科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
緩和支持治療科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
緩和支持治療科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
肝臓内科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
肝臓内科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
呼吸器内科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
呼吸器内科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
産婦人科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
産婦人科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
耳鼻科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
耳鼻科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
循環器科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
循環器科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
小児科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
小児科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
消化器内科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
消化器内科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
心臓血管外科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
心臓血管外科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
神経内科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
神経内科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
腎臓内科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
腎臓内科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
総合診療内科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
総合診療内科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
内分泌代謝科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
内分泌代謝科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
脳神経外科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
脳神経外科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
脳卒中科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
脳卒中科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
皮膚科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
皮膚科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
病理診断科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
病理診断科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
放射線科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
放射線科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
麻酔科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
麻酔科学実習	実習年間120時間×3年間	8	
臨床検査科学セミナー	セミナ一年間120時間×3年間	12	
臨床検査科学実習	実習年間120時間×3年間	8	

その他(B)